

太子町公共施設個別施設計画 (文教施設)

令和2年3月

第1回改訂 令和3年4月

第2回改訂 令和5年4月

太子町教育委員会

目次

第1章 計画の背景・目的等	1
1-1. 背景・目的	1
1-2. 計画の位置づけ	2
1-3. 計画期間	2
1-4. 上位関連計画	3
(1) 国の上位計画	3
(2) 本町の上位関連計画	4
1-5. 対象施設	8
第2章 対象施設の状況	11
2-1. 個別施設の施設概要	11
2-2. 劣化度状況と対策優先度	27
(1) 施設の劣化状況	27
(2) 施設別の劣化・破損状況及び改修・修繕履歴等	28
(3) 学校施設の老朽化状況の実態	32
第3章 施設整備の基本的な方針	42
3-1. 長寿命化を図るための基本的な方針	42
3-2. 改修等の基本的な方針	43
3-3. 目標耐用年数と更新周期の設定	44
(1) 建築物の目標耐用年数	44
(2) 各部位の更新周期	44
第4章 対象施設の整備優先度評価と整備方針	46
4-1. 対象施設の整備優先度評価	46
(1) 整備の優先度評価の方法	46
(2) 評価結果	47
4-2. 個別施設の整備方針の設定（総合評価）	50
(1) 総合評価と整備方針の考え方	50
(2) 整備方針の設定	50
第5章 今後40年間の施設保全費用の見込み	52
5-1. 保全費用（コスト）項目の設定	52
5-2. 保全費用の平準化	53
第6章 個別施設の整備計画	54
6-1. 個別施設の整備の基本的な考え方	54
6-2. 個別施設の整備計画	57

(1) 町民文化施設（3施設）	57
(2) 社会教育系施設（3施設）	61
(3) スポーツ・レクリエーション施設（5施設）	65
(4) 学校教育施設（子育て支援施設）	70
6-3. 10カ年の整備費用	80
第7章 長寿命化等の継続的運用方針	82
7-1. 情報基盤の整備と活用	82
7-2. 財源の確保	82
7-3. 推進体制等の整備	82
7-4. フォローアップの実施方針	83

第1章 計画の背景・目的等

1-1. 背景・目的

太子町においては、本庁舎・小中学校・幼稚園・地区集会所・公民館といった公共建築物のうち特に地区集会所、公民館、中学校などは建設後30年以上を経過しており、旧耐震基準（1981年以前）で建てられた公共施設の延床面積は全体の37%に及んでいます。

また、高齢化の進展や人口減少により、高齢者の扶助費の増加や税収の落ち込みが予想され、公共施設等への投資力が低下し、このままでは現状どおりに公共施設等を維持・更新していくことが、極めて困難な状況となります。

こうした本町を取り巻く多くの公共施設等に関する課題に対し、町民とともにその課題に取り組み、まちづくりを進めるため、公共施設等の将来計画として「太子町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。

この計画では、まち全体の公共施設の総合的な状況を把握した上で、方針の策定を行いました。さらに個別の施設ごとに具体的な対策内容やその実施時期、対策費用等について検討し、実行計画を作成する必要があります。

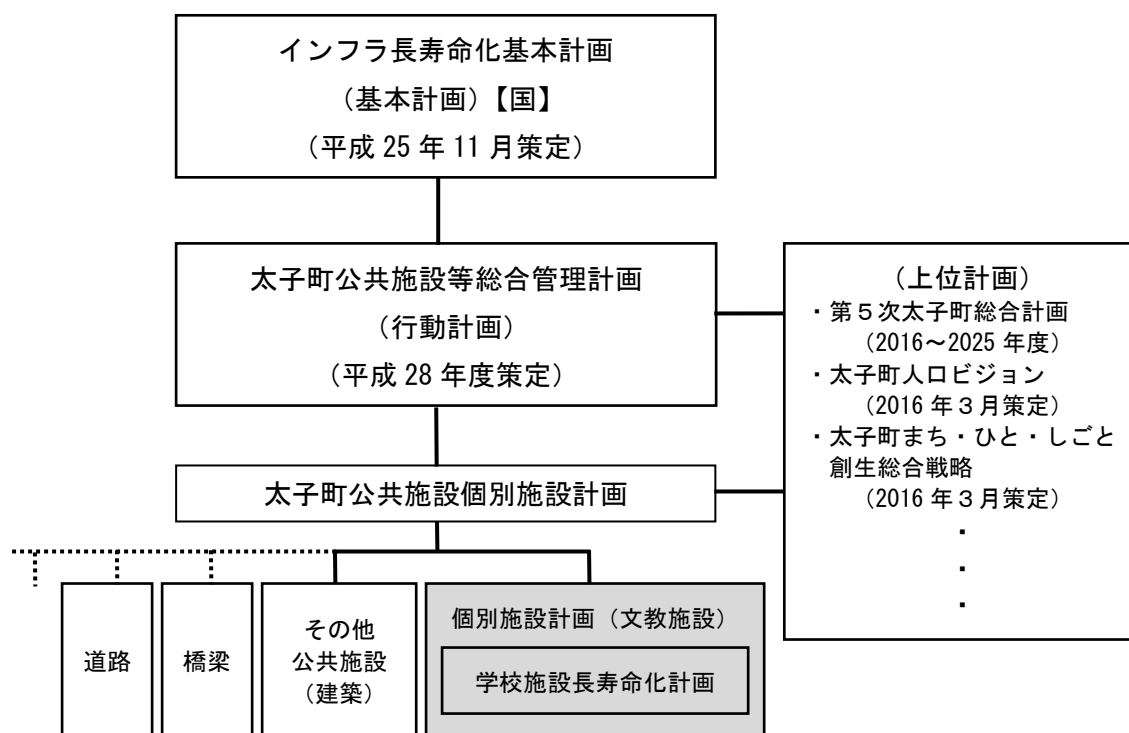
以上のような状況を受け、本町の関連計画と整合を図りながら、施設の劣化状況や重要度を踏まえて、「太子町公共施設個別施設計画」を策定することが本計画の目的です。

1-2. 計画の位置づけ

太子町公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）は、国のインフラ長寿命化基本計画及び太子町公共施設等総合管理計画（行動計画）を受けた個別の公共施設についての計画です。

個別施設計画は、国土交通省の「個別施設計画策定マニュアル」をもとに策定する公共建築物、インフラ施設等の個別計画ですが、今年度策定する計画は本町の公共建築物の一部と学校施設を対象とします。

■本計画の位置づけ



1-3. 計画期間

本計画の計画期間としては、現在の社会経済情勢の激しい変化や本町を取り巻く状況等を考慮し、中期的な視点に立ち、2019年度から2028年度までの10年間とします。

ただし、公共施設等の将来的な更新費用については、2019年度から2058年度の40年間を想定し、推計します。

計画期間：2019年～2028年の10年間

1-4. 上位関連計画

(1) 国の上位計画

①インフラ長寿命化基本計画（2013年11月）

公共施設の個別施設の長寿命化を目的として、メンテナンスサイクルの構築、中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る他、メンテナンス産業の育成を目指し、平成25年（2013年）11月に策定された国の計画です。

その中で、各施設管理者はメンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定することが示されており、個別施設計画への記載事項も示されています。（下図参照）

■インフラ長寿命化基本計画の概要

1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携

3. 計画の策定内容

- インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）

記載事項

- ①対象施設・・・行動計画において、個別施設計画を策定することとした対象施設
- ②計画期間・・・定期点検サイクル等を考慮の上で設定
- ③対策の優先順位の考え方・・・個別施設の果たしている役割、機能、利用状況、重要性等からみた対策実施への優先順位の考え方
- ④個別施設の状態等・・・点検・診断によって得られた個別施設の状況について、施設ごとに整理
- ⑤対策内容と実施時期・・・機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止、撤去、耐震化等の対策の内容と実施時期
- ⑥対策費用・・・計画期間内に要する対策費用の概算

4. 必要施策の方向性

- ・点検診断、修繕・更新、基準類の整備、情報基盤の整備と活用、新技術の開発・導入、予算管理、体制の構築、法令等の整備

5. その他

資料：インフラ長寿命化基本計画（2013年11月）（国土交通省）

(2) 本町の上位関連計画

①第5次太子町総合計画（2016年度～2025年度）

鉄道や南阪奈道路を使えば大阪市内から約30分という立地であり、市街地が町中心部に集中したコンパクトなまちとして、効率よく公共投資を行うことが可能である「良好な住宅都市」であることを本町のポテンシャルのひとつとして位置づけています。

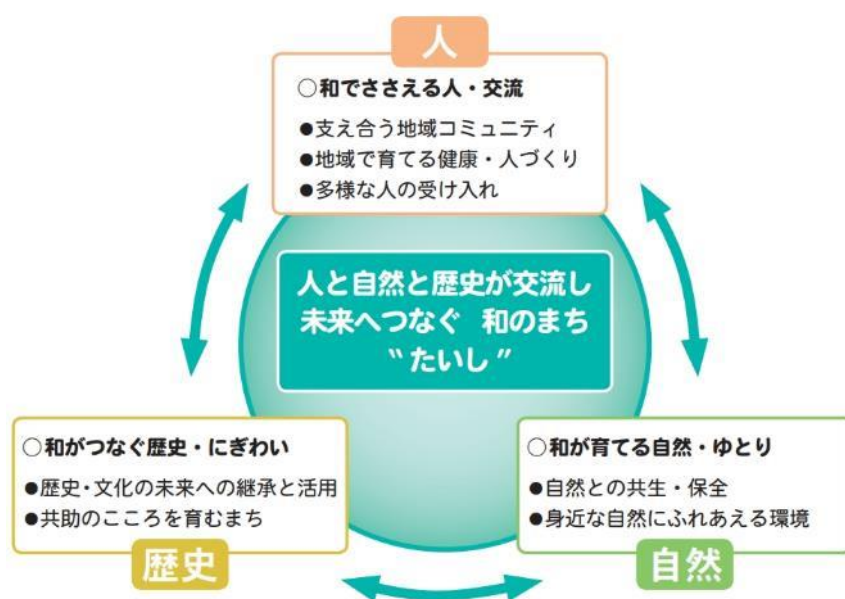
まちづくりの基本理念

里山の自然や暮らしとともに歴史を感じさせる御陵や社寺が身近にある、人と自然の交流により育まれてきた太子町の魅力を引き継ぎ、さらに将来にわたって磨きあげていきます。

太子町が未来に向かって伸びていくために、人と人が結び、互いに支え合う和のところで暮らしや交流を創造していきます。

協働をさらに進め、地域やNPO、大学、企業など新しい連携を進め、人や自然、まちが生き活きと輝く太子町を築くとともに、働きやすい・住みやすい環境を整備し、安心して住み続けられるまちを目指します。

また、魅力ある太子町を未来へ継承するために、しっかりした子育て支援を行うとともに、太子町に住むことに誇りを持てる人材の育成を図ります。



出典：第5次太子町総合計画（太子町）

公共施設のあり方、整備に係る政策・施策については、【医療、福祉、健康】、【安全・安心、都市基盤、環境】【産業、雇用、観光】【人権、教育、文化】それぞれの分野で行政サービスの充実と環境整備への取組を行うこととしています。また、【協働、行政経営、情報化】の分野においては、健全な財政運営に向けて行政改革を継続し、「選択と集中」や「広域行政」の推進により行政の効率化を図るとしています。

基本目標	政策	施策
第1章 ころ健やかで、 元気に暮らせるまちづくり 【医療、福祉、健康】	1. 子育て環境の向上	①母子保健の充実を図ります
		②子育て家庭の支援を進めます
		③すべての子どもたちが尊重されるまちづくりを進めます
	2. 住民の健康づくりの推進	①健康づくり・食育を進めます
		②地域医療の充実を図ります
		③保険制度の充実を図ります
	3. 地域福祉の充実	①地域福祉体制の充実を図ります
		②高齢者福祉の充実を図ります
		③障がい者福祉の強化を図ります
		④低所得者福祉の充実を図ります
第2章 支え合い、安心して 暮らせるまちづくり 【安心・安全、都市基盤、環境】	1. まちの安全性・快適性の向上	①安心・安全を確保します
		②景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます
		③道路交通体系の充実を図ります
	2. 地域環境の保全・向上	①協働により自然環境の保全を図ります
		②資源循環型の廃棄物処理対策を進めます
第3章 活力と魅力にあふれる、 個性豊かなまちづくり 【産業、雇用、観光】	1. 地域経済を支える産業の振興	①都市農業の振興を図ります
		②商工業の活性化を図ります
	2. まちの魅力を活かした交流の推進	①観光・レクリエーションの振興を図ります
	3. 消費生活・就労の支援	①安心・安全な消費生活の確保を図ります
		②就労支援の推進を図ります
	第4章 豊かな自然・歴史とともに 育つ、誇りあるまちづくり 【人権、教育、文化】	1. 地域とともに育む学校教育の充実
②学校と家庭、地域と一体となった教育活動を進めます		
2. 生涯にわたり学べる環境づくり		①生涯学習の推進を図ります
		②スポーツの振興、社会教育団体の育成を図ります
3. 地域への愛着心の醸成		①個性豊かなコミュニティ活動の促進を図ります
		②歴史文化の保全と活用を図ります
4. 人と人が互いに尊重し、受け入れるまちづくり		①人権尊重のまちづくりを進めます
		②男女共同参画社会を進めます
第5章 みんなで歩む 協働のまちづくり 【協働、行政経営、情報化】	1. 住民との協働の推進	①住民主体のまちづくりを進めます
	2. 効率的・効果的な行政経営	①行財政改革の実行を進めます
		②行政サービスの向上をめざし、広域行政を進めます
	3. 人材育成の強化	①より質の高い行政サービスを提供できる職員を育成します

出典：第5次太子町総合計画（太子町）

②太子町人口ビジョン（2016年3月）

太子町の人口動向および住民意識を踏まえ、地方創生へ取り組むために、以下の世代別課題に取り組むこととしています。

以下のような取り組みは、減少が予想されている本町の人口に対して、各世代層への適切な施策対応によって、この減少をなるべく食い止めようとするものです。

本計画においても、これらの課題や施策に対応した公共建築物等の個別施設計画策定が必要です。

①若年層に対する課題

町内で生まれ育った若い世代が、就職や大学進学等を契機として、他都市に転出してしまふことが人口減少の一因。これら若い世代の転出を食い止める。

②子育て世代に対する課題

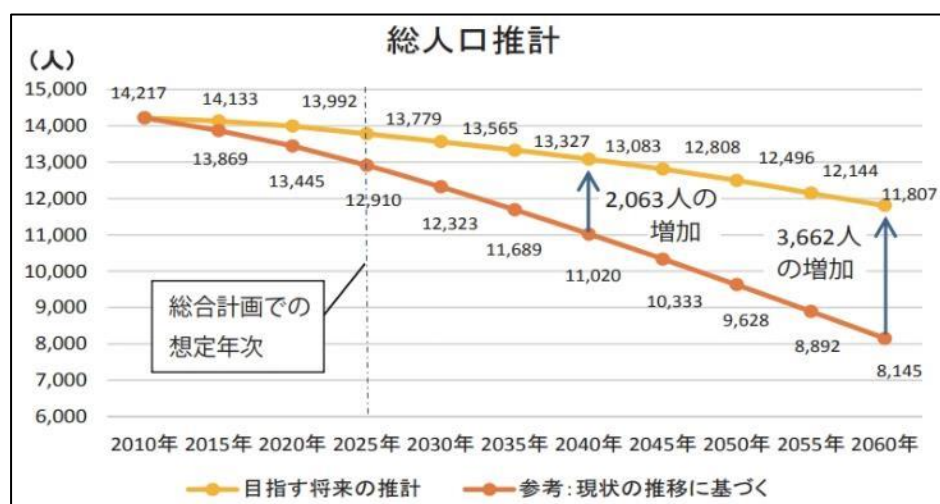
バランスのよい太子町の人口構成の実現をめざしていくため、子育て世代に転入の促進を図る。

③高齢者に対する課題

太子町のまちの活力を維持していくため、高齢化する団塊の世代が安全で安心でき、元気が維持できる暮らしを実現する。

将来の人口展望として、自然増減では、合計特殊出生率の緩やかな回復基調をめざすこと、社会増減では、交通に関して町内循環バスなど、公共交通の充実、医療機関へのアクセシビリティの向上を図るなどの解決を図り、当面、純移動の均衡をめざすこととしています。

将来の人口の見通しとして、取り組みの方向性を踏まえ、令和22年（2040年）の将来人口として約13,000人を目指すこととしています。



出典：太子町人口ビジョン（太子町）

③太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016年3月）

総合計画の基本理念である「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」の実現に向け、関連する施策を連動して実施する施策のパッケージ化を行うことを施策展開の基本的な考え方としています。

3世代がいきいきと暮らせるまちづくりをめざした施策のパッケージ化
～「産業振興と就労支援」、「出産・子育てと教育」、「健康づくり・生きがいくくり」
などの施策のパッケージ化（施策連動）によるまちづくりの推進～

以下の施策体系の基本目標4「地域への愛着心の醸成と地域の確かな暮らしを支える基盤づくり ③まちの安全性・快適性の向上」において、公共施設の老朽化対策として施設更新、機能の向上を基本方針としています。

基本目標	基本方針	具体的施策
基本目標1： 産業振興による活力ある 地域創造戦略	①地域経済を支える産業の 振興	①-1 都市農業の振興を図ります ①-2 商工業の活性化を図ります
	②産業の振興と雇用の場の 創出	②-1 就労支援の推進を図ります
基本目標2： 太子町の情報発信・観光 振興による知名度アップ と交流人口の向上	①まちの魅力を活かした交 流・観光の推進	①-1 観光・レクリエーションの振興を図りま す
基本目標3： 妊娠期から子育て期まで の切れ目のない支援	①子育て環境の向上	①-1 母子保健活動の充実を図ります ①-2 子育て家庭の支援を進めます ①-3 すべての子どもが尊重されるまちづく りを推進します
	②地域とともに育む学校教 育の充実	②-1 元気な子どもを育てる学校園づくりを進 めます ②-2 学校と家庭、地域と一体となった教育活 動を進めます
基本目標4： 地域への愛着心の醸成と 地域の確かな暮らしを支 える基盤づくり	①住民の健康づくりの推進	①-1 健康づくり・食育を進めます
	②地域福祉の充実	②-1 地域福祉体制の充実を図ります
		②-2 高齢者福祉の充実を図ります
		②-3 障がい者福祉の強化を図ります
	③まちの安全性・快適性の 向上	③-1 安心・安全を確保します
		③-2 景観の向上を図るとともに上下水道の整 備を進めます
③-3 道路交通体系の充実を図ります		
④自然環境の保全・向上	④-1 協働により自然環境の保全を図ります	
⑤生涯にわたり学べる環境 づくり	⑤-1 生涯学習の推進を図ります	
	⑤-2 スポーツの振興、社会教育団体の育成を 図ります	
⑥地域への愛着心の醸成	⑥-1 個性豊かなコミュニティ活動の促進を図 ります	

出典：太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略（太子町）

1-5. 対象施設

個別施設計画は、本町が保有する全ての公共施設等（公共建築物、インフラ施設）を対象としますが、本計画では、上記のうち公共建築物を対象とします（下表参照）。

本年度はそのうち、文教関係施設（下表のA～D）を対象とし、それ以外の公共建築物（下表のE～H）は次年度計画とします（次頁参照）。

■本町の公共建築物の分類表

大分類	中分類	分類の考え方
A. 町民文化系施設	集会施設	公民館、地区集会所を対象としています。
	文化施設	
B. 社会教育系施設	博物館等	歴史資料館等を対象としています。
C. スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	総合体育館、グラウンド、テニスコート、管理棟等を対象としています。
	レクリエーション施設・観光施設	
D. 学校教育施設 (子育て支援施設)	学校	町立小中学校、町立幼稚園、学校給食センター、なごみルームを対象としています。
	幼稚園	
	そのほか教育施設	
E. 保健・福祉施設	高齢福祉施設	総合福祉センター、保健センターを対象としています。
	障害福祉施設	
	保健施設	
F. 行政系施設	庁舎等	本庁舎、消防庁舎、消防車庫を対象としています。
	消防施設	
G. 公園	公園	公園の建築物を対象としています。
H. その他	その他	道の駅等を対象としています。

(注)・□は、本年度対象の公共建築物

・子育て支援施設としている町立幼稚園は、学校教育施設に含む。

本計画（文教施設編）の対象施設は、A町民文化系施設、B社会教育系施設、Cスポーツ・レクリエーション施設、D学校教育施設（子育て支援施設）の4大分類、16施設です。ただし7.公民館、8.まちづくり観光交流センターは、今後16.生涯学習センターに集約・複合化を行った。

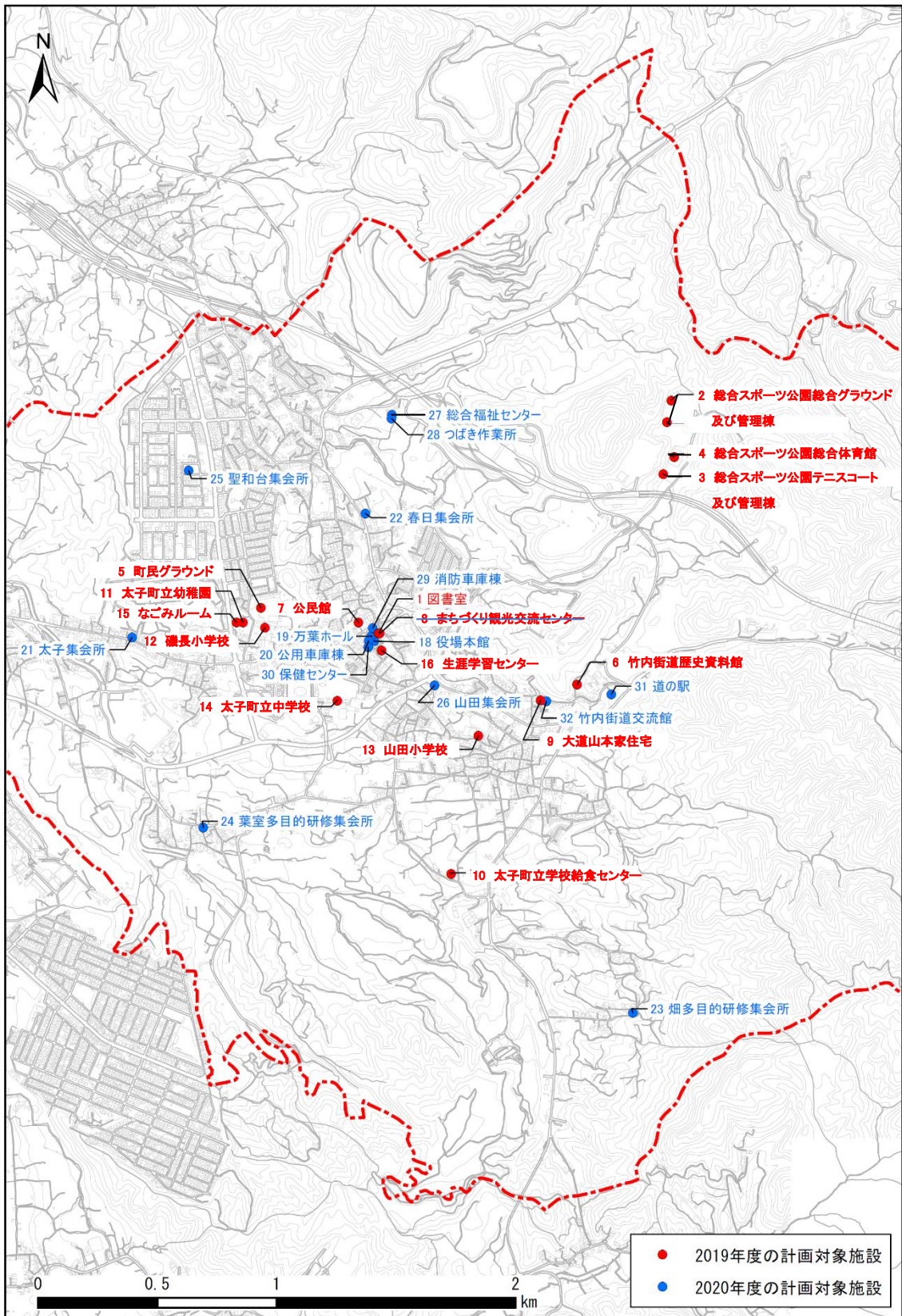
■本町の個別施設計画の対象施設（公共）

No.	名称	建築年度	大分類 (注2)	所管課	計画年度
1	図書室	2009	B	生涯学習課	2019 年度 実施
2	総合スポーツ公園グラウンド及び管理棟	1991	C	〃	
3	総合スポーツ公園テニスコート及び管理棟	1992	C	〃	
4	総合スポーツ公園総合体育館	1994	C	〃	
5	町民グラウンド管理棟	1990	C	〃	
6	竹内街道歴史資料館	1992	B	〃	
7	公民館（注1）	1959	A	〃	
8	まちづくり観光交流センター（注1）	1975	C	観光産業課	
9	大道旧山本家住宅	江戸時代後期	B	生涯学習課	
10	太子町立学校給食センター	1987	D	学校給食センター	
11	太子町立幼稚園	1967～2001	D	教育総務課	
12	磯長小学校	1963～1998	D	〃	
13	山田小学校（山田放課後児童会）	1967～2013	D	〃	
14	太子町立中学校	1970～2003	D	〃	
15	なごみルーム	1974	D	〃	
16	生涯学習センター（注1）	2021	B	生涯学習課	
17	—	—	—	—	
18	役場本館	1993	F	総務財政課	2021 年度 実施
19	万葉ホール	1993	B	〃	
20	公用車庫棟	1993	F	〃	
21	太子集会所	1980	A	自治防災課	
22	春日集会所	1982	A	〃	
23	畑多目的研修集会所	1980	A	〃	
24	葉室多目的研修集会所	1981	A	〃	
25	聖和台集会所	1992	A	〃	
26	山田集会所	1979	A	〃	
27	総合福祉センター	1991	E	福祉介護課	
28	つばき作業所	1992	E	〃	
29	消防車庫棟	1993	F	総務財政課	
30	保健センター	1987	E	いきいき健康課	
31	道の駅	1997	H	観光産業課	
32	竹内街道交流館	2013	C	〃	

(注1) 7.公民館、8.まちづくり観光交流センターは新設される16.生涯学習センターに集約・複合化を行った。

(注2) A～Iの区分は、大分類の区分を示す（前頁参照）。

■ 公共施設の位置図（公共建築物）



国土地理院基盤地図情報に公共施設を追記して作成

第2章 対象施設の状況

2-1. 個別施設の施設概要

本年度対象とする個別施設（17施設）の個々の施設の概要を以下に示します。

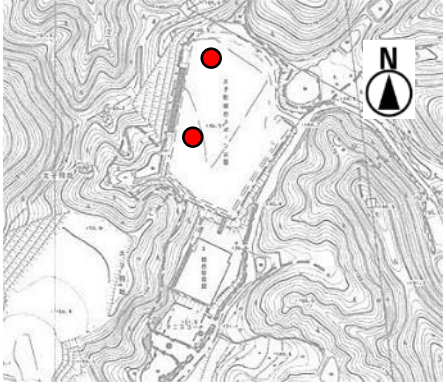

№. 1（太子町役場）図書室

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字山田 88	
所管部局	生涯学習課	
施設大分類	社会教育系施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立図書室設置条例	
敷地情報		
敷地面積	10,613.48 m ²	
用途地域	商業地域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		
棟数	1棟	
施設形態	町役場建物内に併設	
総床面積	225.00 m ²	
代表経過年数	27年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	低圧	
水道	直圧	
排水	公共下水	
ガス	LPG	
備考		現況写真  
<ul style="list-style-type: none"> 太子町役場建物内に併設されているため、建築年度は町役場建築年度に準ずる。 		

個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
(太子町役場) 図書室	1992* ¹	RC	1/0	225.00	225.00	太子町	あり* ¹

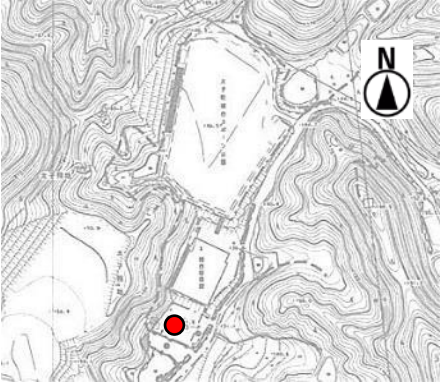

*1 1992年に役場研修室として建設されたものを2009年に図書室として大規模改修した。

№. 2 総合スポーツ公園グラウンド及び管理棟

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字山田 1221	
所管部局	生涯学習課	
施設大分類	スポーツ・レクリエーション施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立総合スポーツ公園設置条例	
敷地情報		
敷地面積	53,865.39 m ²	
用途地域	市街化調整区域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		
棟数	2棟	
施設形態	単独	
総床面積	北棟 88.00 m ² 、南棟 107.00 m ²	
代表経過年数	29年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	低圧	
水道	F R P受水槽 40 m ³ と給水ポンプ	
排水	浄化槽 (20人分)	
ガス	なし	
備考		
グラウンド	グラウンド面積 18,236 m ² ナイター照明設備 6基 108灯 ネット支柱等	
		現況写真 

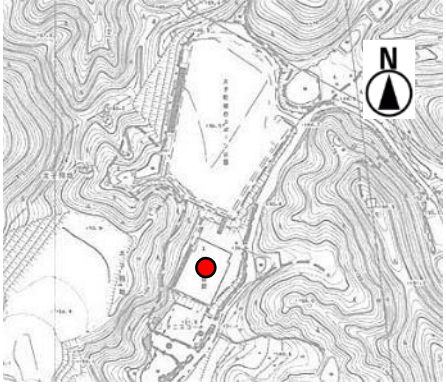


個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
管理棟 (北)	1990	R C	1 / 0	88.00	93.11	太子町	なし
管理棟 (南)	1990	R C	2 / 0	107.00	96.35	太子町	なし

№. 3 総合スポーツ公園 テニスコート及び管理棟

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字山田 1221	
所管部局	生涯学習課	
施設大分類	スポーツ・レクリエーション施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立総合スポーツ公園設置条例	
敷地情報		
敷地面積	53,865.39 m ²	
用途地域	市街化調整区域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		現況写真 
棟数	2棟	
施設形態	単独	
総床面積	41.06 m ²	
代表経過年数	28年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	低圧	
水道	F R P 受水槽 40 m ³ と給水ポンプ	
排水	浄化槽 (10人分)	
ガス	なし	
備考		
テニスコート	砂入り人工芝 2面 1,426 m ² ナイター照明設備 16灯 ネット支柱等	

個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
テニスコート 管理棟	1991	C B	1 / 0	33.00	33.00	太子町	なし
ポンプ棟	1991	C B	1 / 0	11.06	11.06	太子町	なし

No. 4 総合スポーツ公園 総合体育館

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字山田 1221	
所管部局	生涯学習課	
施設大分類	スポーツ・レクリエーション施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立総合スポーツ公園設置条例	
敷地情報		現況写真  
敷地面積	53,865.39 m ²	
用途地域	市街化調整区域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		
棟数	1 棟	
施設形態	単独	
総床面積	3,968.00 m ²	
代表経過年数	25 年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	高圧	
水道	F R P 受水槽 40 m ³ 、給水ポンプ	
排水	浄化槽 (260 人分)	
ガス	L P G	
備考		

個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
総合体育館	1994	R C	2 / 0	3,968.00	2,993.69	太子町	なし

No. 5 町民グラウンド管理棟

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字春日 2170-79	
所管部局	生涯学習課	
施設大分類	スポーツ・レクリエーション施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令		
敷地情報		
敷地面積	5,784.58 m ²	
用途地域	第一種中高層住居専用地域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		
棟数	1棟	
施設形態	単独	
総床面積	103.00 m ²	
代表経過年数	45年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	低圧	
水道	直圧	
排水	なし	
ガス	なし	
備考		
		現況写真 



個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
町民グラウンド管理棟	1974	S	2/0	103.00	52.00	太子町	なし

No. 7 公民館 ※令和5年度除却予定

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字山田 24	
所管部局	生涯学習課	
施設大分類	町民文化系施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立公民館設置条例	
敷地情報		
敷地面積	698.00 m ²	
用途地域	商業地域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		
棟数	1 棟	
施設形態	単独	
総床面積	869.00 m ²	
代表経過年数	60 年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	高圧、屋上キュービクル	
水道	直圧	
排水	公共下水	
ガス	L P G	
備考		
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の貸館機能を生涯学習センターに集約・複合化された。 		
		現況写真 

個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
公民館	1959	R C	2 / 0	869.00	433.00	太子町	なし

№. 8 まちづくり観光交流センター ※除却済み

施設概要		位置図	
所在地	太子町大字山田 88		
所管部局	観光産業課		
施設大分類	レクリエーション・観光施設		
土地/建物所有者	町/町		
根拠法令	太子町まちづくり観光交流センター等設置条例		
敷地情報		現況写真 	
敷地面積	10,613.48 m ²		
用途地域	商業地域		
避難地指定	なし		
建物全体情報			
棟数	1棟		
施設形態	単独		
総床面積	656.00 m ²		
代表経過年数	44年		
管理形態	直接管理		
設備方式			
電気	低圧		
水道	役場本館より受水		
排水	公共下水		
ガス	LPG		
備考			
<p>・まちづくり観光センターの交流機能を生涯学習センターに集約・複合化された。</p>			



個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
まちづくり観光交流センター	1975	RC	2/0	656.00	456.00	太子町	なし

No. 9 大道旧山本家住宅

施設概要		位置図
所在地	太子町大字山田 1797	
所管部局	生涯学習課	
施設大分類	社会教育系施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町古民家設置条例	
敷地情報		
敷地面積	321.96 m ²	
用途地域	第一種住居地域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		
棟数	3棟	
施設形態	単独	現況写真
総床面積	182.40 m ²	
代表経過年数	不明 ※江戸時代後期建築	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	低圧	
水道	上水道	
排水	公共下水	
ガス	LPG	
備考		
・国登録文化財に指定されている。		

個別棟情報							
棟名称	改修年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
母屋	2001	木造	1 / 0	103.47	103.47	太子町	なし
蔵	2001	木造	1 / 0	43.30	43.30	太子町	なし
離れ	2001	木造	1 / 0	35.63	35.63	太子町	なし

№. 10 太子町立学校給食センター

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字山田 3454-1	
所管部局	学校給食センター	
施設大分類	学校教育施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立学校給食センター設置条例	
敷地情報		
敷地面積	1,573.00 m ²	
用途地域	市街化調整区域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		
棟数	4棟	
施設形態	単独	
総床面積	663.00 m ²	
代表経過年数	32年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	高圧	
水道	受水槽	
排水	排水処理施設	
ガス	LPG	
備考		
		現況写真 


個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
給食センター	1987	RC	2/0	574.00		太子町	なし
給食センター	1999	S	1/0	9.00		太子町	なし
給食センター	2014	RC	1/0	66.00		太子町	なし
給食センター	2014	S	1/0	14.00		太子町	なし

No. 12 磯長小学校

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字春日 1569	
所管部局	教育総務課	
施設大分類	学校教育施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立小中学校設置条例 太子町立小学校及び中学校の 管理運営に関する規則	
敷地情報		現況写真 
敷地面積	8,032.0 m ²	
用途地域	第一種住居地域	
避難地指定	避難所指定	
建物全体情報		
棟数	14 棟	
施設形態	単独	
総床面積	6,654.00 m ²	
代表経過年数	56 年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	低圧	
水道		
排水	公共下水	
ガス	L P G	
備考		

個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
普通教室棟	1964	R C	2 / 0	1,057.00		太子町	なし
WC棟	1974	R C	2 / 0	29.00		太子町	なし
管理特別普通教室棟	1967	R C	2 / 0	832.00		太子町	なし
渡り廊下棟	1967	R C	2 / 0	13.00		太子町	なし
管理室棟	1980	S	1 / 0	10.00		太子町	なし
放送室棟	1980	S	1 / 0	10.00		太子町	なし
特別普通教室棟	1976	R C	3 / 0	742.00		太子町	なし
渡り廊下棟	1976	R C	3 / 0	26.00		太子町	なし
特別普通教室棟	1980	R C	3 / 0	836.00		太子町	なし
プール専用付属棟	1978	S	1 / 0	129.00		太子町	なし
屋内運動場	1984	R C	2 / 0	869.00		太子町	なし
配膳室棟	1987	S	2 / 0	89.00		太子町	なし
渡り廊下棟	1987	S	2 / 0	33.00		太子町	なし
特別普通教室棟	1999	R C	3 / 0	1,979.00		太子町	なし

№. 13 山田小学校

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字山田 372	
所管部局	教育総務課	
施設大分類	学校教育施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立小中学校設置条例 太子町立小学校及び中学校の 管理運営に関する規則	
敷地情報		現況写真 
敷地面積	9,637.57 m ²	
用途地域	第一種住居地域	
避難地指定	避難所指定	
建物全体情報		
棟数	7棟	
施設形態	単独	
総床面積	5,012.00 m ²	
代表経過年数	52年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	低圧	
水道		
排水	公共下水	
ガス	LPG	
備考		

個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
特別教室棟	1974	RC	2/0	195.00		太子町	なし
特別教室棟	1985	RC	2/0	263.00		太子町	なし
特別普通教室棟	1991	RC	2/0	1,090.00		太子町	なし
管理特別普通教室棟	1999	RC	3/0	2,429.00		太子町	なし
屋内運動場	2014	RC	2/0	1,004.00		太子町	なし
プール専用付属室	2014	RC	1/0	23.00		太子町	なし
プール専用付属室	2014	RC	1/0	8.00		太子町	なし

No. 14 太子町立中学校

施設概要		位置図
所在地	太子町大字山田 1479	
所管部局	教育総務課	
施設大分類	学校教育施設	
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立小中学校設置条例 太子町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	
敷地情報		
敷地面積	19,322.17 m ²	<p>現況写真</p> 
用途地域	第一種住居地域	
避難地指定	避難所指定	
建物全体情報		
棟数	13棟	
施設形態	単独	
総床面積	6,522.00 m ²	
代表経過年数	49年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	低圧	
水道		
排水	公共下水	
ガス	LPG	
備考		

個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
管理普通特別教室棟	1970	RC	3/0	2,723.00		太子町	あり
管理普通特別教室棟	1982	RC	3/0	500.00		太子町	あり
管理普通特別教室棟	1993	RC	3/0	445.00		太子町	あり
管理普通特別教室棟	1994	RC	3/0	21.00		太子町	あり
クラブ室棟	1978	S	1/0	96.00		太子町	なし
体育館	1972	RC	2/0	1,133.00		太子町	あり
プール専用付属室	1978	RC	1/0	152.00		太子町	なし
WC棟	1987	RC	1/0	14.00		太子町	あり
更衣室棟	1997	RC	2/0	157.00		太子町	なし
特別特別教室棟	2004	RC	2/0	1,109.00		太子町	なし
渡り廊下棟	2004	S	2/0	33.00		太子町	なし
配膳室棟	2013	S	1/0	76.00		太子町	あり
エレベータ棟	2013	S	3/0	63.00		太子町	あり

№. 15 なごみルーム

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字春日 1646	
所管部局	教育総務課	
施設大分類		
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	なし	
敷地情報		
敷地面積	1,561.81 m ²	
用途地域	第一種住居地域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		
棟数	1 棟	
施設形態	単独	
総床面積	224.00 m ²	
代表経過年数	45 年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	低圧	
水道	直圧	
排水	公共下水	
ガス	L P G	
備考		
旧幼稚園の管理棟機能が平成 31 年度に新施設へ移転のため廃止、その施設を「なごみルーム」として利用している。 令和 3 年度に別施設へ移転予定（移転後に入る機能は未定）。		
現況写真		

個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
なごみルーム	1974	S	2 / 0	224.00		太子町	

№. 16 生涯学習センター

施設概要		位置図 
所在地	太子町大字春日 88	
所管部局	生涯学習課	
施設大分類		
土地/建物所有者	町/町	
根拠法令	太子町立生涯学習センター設置条例	
敷地情報		
敷地面積	10,613.48 m ²	
用途地域	近隣商業地域	
避難地指定	なし	
建物全体情報		現況写真 
棟数	1棟	
施設形態	複合	
総床面積	9,351.91 m ²	
代表経過年数	1年	
管理形態	直接管理	
設備方式		
電気	高圧	
水道	加圧ポンプ式	
排水	公共下水	
ガス	なし	
備考		
公民館の貸館機能及び、図書室、観光交流センターの機能を兼ね備えた住民活動の拠点となる施設。		

個別棟情報							
棟名称	建築年度	構造形式	階数 (地上/地下)	延床面積	建築面積	建物所有者	大規模改修
生涯学習センター	2022	RC	3/1	2547.73	843.00	太子町	

2-2. 劣化度状況と対策優先度

(1) 施設の劣化状況

対象となる各施設の築年数、調査項目・調査部位（下表の4項目・10部位）の劣化状況を調査し、その状況を点数化して劣化度の評価を行いました。

■調査項目と部位の設定

調査項目	調査部位
建築	1. 屋根
	2. 外壁
	3. 外部鉄骨屋根、外部手すり
電気	4. 受変電（低圧受電を含む）
	5. 自家発、蓄電池
	6. 防災（感知器、火報）
機械	7. 給排水（ポンプ、タンク）
	8. 空調（熱源、空調機、配管ダクト）
	9. 消火設備
その他設備	10. 昇降機

①調査の方法

2013年度に、専門家による目視検査と施設管理者への不具合のヒアリング、定期点検報告書（消防設備、昇降機・劣化度など）の確認などを実施しました（太子町公共施設保全調査業務）。その後約6年が経過しており、修理・補修等を行った施設などもあることから、一部時点補正を行いました。

②評価の方法

- ・建物の築年数（経過年数）を劣化度の指標とするため、過去の工事記録または現地設備の銘板等により、各対象部位の設置更新時期を確認しました（2019年時点）。
- ・劣化状況の判定は、調査部位を目視、打診などにより確認しました。
- ・劣化度の評価（棟合計）は、調査部位の経過年と状況を点数化することで行っており、点数が大きいほど劣化度が大きくなります。

③劣化度調査結果

- ・各個別公共建築物の劣化度は、次頁の表（平均の欄）の通りになります。
- ・棟合計は棟の総合評価となりますが、調査部位の数が少ない棟は劣化度が小さく表現されるため、合計点が高い棟が他より劣化が進んでいるわけでもありません。このため、合計点（棟合計）を調査部位数で除して平均を出し、この点数を劣化度としました。

■施設全体の劣化度調査結果 [No. 1～No. 8が本年度対象、他は来年度対象]

[No. 1～No. 8が本年度対象施設、他は来年度対象施設、ただし、本年度対象施設には下表の他、学校給食センター、磯長小学校、山田小学校、町立中学校、町立幼稚園を含む]

調査番号	施設名	築年数	調査部位数				棟合計	劣化度平均*	
			棟数	建築	電気	機械			
10	図書室 (No. 1)	10	1	1	1	2	4	20	5
11	(総合スポーツ公園) 管理棟(北)(No. 2)	28	1	3	0	1	4	135	34
12	(総合スポーツ公園) 管理棟(南)(No. 2)	28	1	3	1	1	5	104	21
13	(総合スポーツ公園) テニスコート管理棟 (No. 3)	27	1	3	0	1	4	108	27
14	(総合スポーツ公園) 総合体育館 (No. 4)	25	1	3	3	3	9	283	31
15	町民グランド管理棟 (No. 5)	51	1	3	1	0	4	83	21
16	竹内街道歴史資料館 (No. 6)	22	1	3	2	2	7	220	31
17	公民館 (No. 7)	60	1	3	2	2	7	343	49
22	まちづくり観光交流センター (No. 8)	44	1	3	2	1	6	96	16
1	(太子町役場) 本館	26	1	3	3	3	9	338	38
3	公用車庫棟	26	1	3	1	1	5	150	30
4	太子集会所	39	1	3	2	1	6	239	40
5	春日集会所	37	1	3	3	1	7	271	39
6	畑多目的研修集会所	39	1	3	2	1	6	366	61
7	葉室多目的研修集会所	38	1	3	2	1	6	301	50
8	聖和台集会所	27	1	3	2	1	6	199	33
9	山田集会所	40	1	3	3	1	7	259	37
18	総合福祉センター	28	1	3	3	2	8	212	27
19	つばき作業所	27	1	3	1	1	5	143	29
20	消防車庫棟	26	1	3	2	1	6	175	29
21	保健センター	32	1	3	2	1	6	125	21
	(太子・和みの広場) トイレ棟	17	1	3	2	0	5	46	9
24	道の駅	22	2	3	2	2	7	157	22

本年度対象

(注)・調査番号は、2013年の劣化度調査の際の施設番号を示す。

・築年数は、2019年時点の経過年数を示す。

・調査部位数は、「建築」「電気」「機械」のそれぞれの施設の調査部位の数を示す。

・平均は、(棟合計) ÷ (調査部位数の合計) で求めた。

対象施設については、公民館 (No. 7) が最も劣化度が大きい結果となった。

■劣化度が大きい施設の順位

順位	施設名 (No)	平均点数	順位	施設名 (No)	平均点数
1	畑多目的研修集会所	61	13	つばき作業所	29
2	葉室多目的研修集会所	50	14	消防車庫棟	29
3	公民館 (No. 7)	49	15	(総合スポーツ公園) テニスコート管理棟 (No. 4)	27
4	太子集会所	40	16	総合福祉センター	27
5	春日集会所	39	17	道の駅	22
6	(太子町役場) 本館	38	18	(総合スポーツ公園) 管理棟 (北) (No. 2)	21
7	山田集会所	37	19	町民グランド管理棟 (No. 5)	21
8	(総合スポーツ公園) 管理棟 (南) (No. 2)	34	20	保健センター	21
9	聖和台集会所	33	21	まちづくり観光交流センター (No. 8)	16
10	(総合スポーツ公園) 総合体育館 (No. 4)	31	22	(太子・和みの広場) トイレ棟	9
11	竹内街道歴史資料館 (No. 6)	31	23	図書室 (No. 1)	5
12	公用車庫棟	30			

(注) 網掛けした施設が本年度対象施設を示す。

(2) 施設別の劣化・破損状況及び改修・修繕履歴等

劣化度調査の項目としては、前項の通り、屋根、外壁などの「建築」、受変電・自家発電などの「電気」、給排水・空調・換気などの「機械」といった躯体関係が主なものですが、躯体以外のもの(建物の内装や空調、照明、給湯、トイレ機器等の設備等)についても、以下の方法により劣化・破損状況を把握しました。

- ・各施設の管理担当課へのヒアリング
- ・2013 年度劣化度調査結果
- ・建築基準法 12 条点検結果

また、各施設についての過去の改修・修繕履歴及び今後の予定も示します。

■施設別の劣化・破損状況及び改修・修繕履歴等（学校施設以外）

施設名	主に躯体以外の部位の劣化・破損状況	改修・修繕履歴及び予定
1. 図書室	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙窓の作動不良あり ・避難口前に書架あり ・空調・換気設備の修繕要* 	
2. 総合スポーツ公園管理棟(南)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築後、改修履歴なし ・身障者便所入り口下部に床隆起あり ・フラックポールのベースアンカーボルト・ナットに赤錆 ・オーバースライドドア破損あり ・施設間通路の鉄製階段手摺りにさび ・屋根の改修要* ・外壁の改修要* ・外部金属・内装の修繕要* ・空調・換気設備の修繕要* 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 トイレ全面改修(洋式化) ・平成30年 A棟の防水層が台風により剥がれたため、シート防水で全面復旧
3. 総合スポーツ公園管理棟(北)	<ul style="list-style-type: none"> ・男子便所前床タイルに欠けあり ・オーバースライドドアに破損あり ・屋根の改修要* ・外壁の改修要* ・空調・換気設備の修繕要* ・外部金属・内装の修繕要* 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 トイレ全面改修(洋式化) ・屋根改修実施済み
4. 総合スポーツ公園総合グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・照明のLED化 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度照明改修予定
5. 総合スポーツ公園テニスコート及び管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・軒先シングルにめくれ上がりあり ・外壁の改修要* ・屋根の改修要* ・外部金属・内装の修繕要* ・コート面の砂入り人工芝の摩耗 ・夜間照明灯具の老朽化による更新要 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 トイレ全面改修(洋式化) ・平成30年屋根防水が台風によって剥がれたため、シート防水にて全面復旧済 ・部分補修
施設名	主に躯体以外の部位の劣化・破損状況	改修・修繕履歴及び予定
6. 総合スポーツ公園総合体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館天井懸垂物の安全性上の調査が要検討 ・浄化槽付近の地盤沈下 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 メインアリーナ サブアリーナ改修(表面切削、3層塗装) ・平成27年度 サブアリーナ空調機器更

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災施設修繕 ・屋根改修* ・空調・換気改修 ・外壁改修 ・給排水設備修繕* ・受変電設備修繕 ・自家発電等修繕* ・消火設備修繕* ・外部金属・内装改修* 	<p>新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度 全排煙窓修理 ・平成 29 年度 事務所・エントランス空調機器更新 ・平成 30 年度 事務室放送設備更新 ・平成 31 年度 会議室・トレーニング室空調機器更新、全館トイレ改修（洋式化・バリアフリー化等） ・令和 4 年度 照明 LED 化・床改修工事（メインアリーナ・サブアリーナ）
7. 町民グラウンド管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・広場周辺の擁壁に植物が生育 ・全体に仕上げ表面の劣化が発生 ・外部金属・内装の修繕要 ・外壁の改修要* ・屋根の改修要 	
8. 竹内街道歴史資料館	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の修繕要 ・建設以来、防水、電気、給排水等の設備などの改修履歴はなし ・バリアフリー化はなし（和式トイレ、エレベータなし） ・小規模な外壁の崩落が発生、雨漏りあり ・玄関前地盤沈下あり。それにより、庇受けの鉄骨柱の破断あり ・全館の空調が故障中 ・防災施設の修繕要* ・屋根の改修要* ・空調・換気設備の改修要 ・給排水施設の修繕要* ・受変電設備の修繕要* ・外部金属・内装の修繕要* 	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁は修繕済み ・令和 2 年度 全館の空調設備全面改修
9. 公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外観光案内板の屋根鉄筋に錆やナット抜け ・屋外階段の踊り場部分、床にクラックあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度 解体予定
10. まちづくり観光交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関前床雨水排水目皿の大きさが小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度 生涯学習施設の建設に伴い、除却予定

注：*印は、過年度調査（2013 年度）結果での指摘事項を示す。

（参考）過年度調査結果（2013 年）による本年度対象施設の部位別修繕優先順位

調査 番号	建築年	経過 年数	施設名	調査部位	優先 順位	修繕 優先度(点)
17	1959	54	公民館	2 外壁	4	516
17	1959	54	公民館	6 防災	9	500
16	1997	16	竹内街道歴史資料館	2 外壁	17	484
14	1994	19	(総合スポーツ公園)総合体育館	6 防災	18	450
17	1959	54	公民館	4 受変電	20	440
17	1959	54	公民館	8 空調・換気	25	432
17	1959	54	公民館	7 給排水	28	420
17	1959	54	公民館	3 外部金属・内装	31	418
14	1994	19	(総合スポーツ公園)総合体育館	1 屋根	36	394
22	1975	38	まちづくり観光交流センター	6 防災	37	390
16	1997	16	竹内街道歴史資料館	6 防災	42	360
11	1991	22	(総合スポーツ公園)管理棟(北)	2 外壁	47	352
15	2000	—	町民グラウンド管理棟	3 外部金属・内装	54	344
14	1994	19	(総合スポーツ公園)総合体育館	8 空調・換気	55	340
16	1997	16	竹内街道歴史資料館	1 屋根	55	340
13	1992	21	(総合スポーツ公園)テニスコート管理棟	2 外壁	57	334
14	1994	19	(総合スポーツ公園)総合体育館	2 外壁	59	322
13	1992	21	(総合スポーツ公園)テニスコート管理棟	1 屋根	59	322
16	1997	16	竹内街道歴史資料館	8 空調・換気	67	310
14	1994	19	(総合スポーツ公園)総合体育館	7 給排水	77	280
11	1991	22	(総合スポーツ公園)管理棟(北)	3 外部金属・内装	79	278
14	1994	19	(総合スポーツ公園)総合体育館	4 受変電	83	270
14	1994	19	(総合スポーツ公園)総合体育館	5 自家発電	83	270
14	1994	19	(総合スポーツ公園)総合体育館	9 消火	83	270
12	1991	22	(総合スポーツ公園)管理棟(南)	2 外壁	90	268
22	1975	38	まちづくり観光交流センター	3 外部金属・内装	91	260
11	1991	22	(総合スポーツ公園)管理棟(北)	8 空調・換気	93	250
12	1991	22	(総合スポーツ公園)管理棟(南)	8 空調・換気	93	250
16	1997	16	竹内街道歴史資料館	7 給排水	93	250
17	1959	54	公民館	10 EV	99	240
16	1997	16	竹内街道歴史資料館	4 受変電	99	240
22	1975	38	まちづくり観光交流センター	2 外壁	105	238
14	1994	19	(総合スポーツ公園)総合体育館	3 外部金属・内装	106	236
10	2009	4	図書室	8 空調・換気	107	220
11	1991	22	(総合スポーツ公園)管理棟(北)	1 屋根	107	220
13	1992	21	(総合スポーツ公園)テニスコート管理棟	3 外部金属・内装	113	212
12	1991	22	(総合スポーツ公園)管理棟(南)	3 外部金属・内装	116	206
17	1959	54	公民館	1 屋根	119	192
12	1991	22	(総合スポーツ公園)管理棟(南)	1 屋根	120	190
15	2000	—	町民グラウンド管理棟	2 外壁	122	184
16	1997	16	竹内街道歴史資料館	3 外部金属・内装	124	176
15	2000	—	町民グラウンド管理棟	1 屋根	126	160

(注) 灰色は、新設される生涯学習センターに集約されるため、除却する施設。

青色は、修繕済みの項目。

資料：「太子町有建築物保全調査等業務」の施設の劣化度評価（2013年）より抜粋

(3) 学校施設の老朽化状況の実態

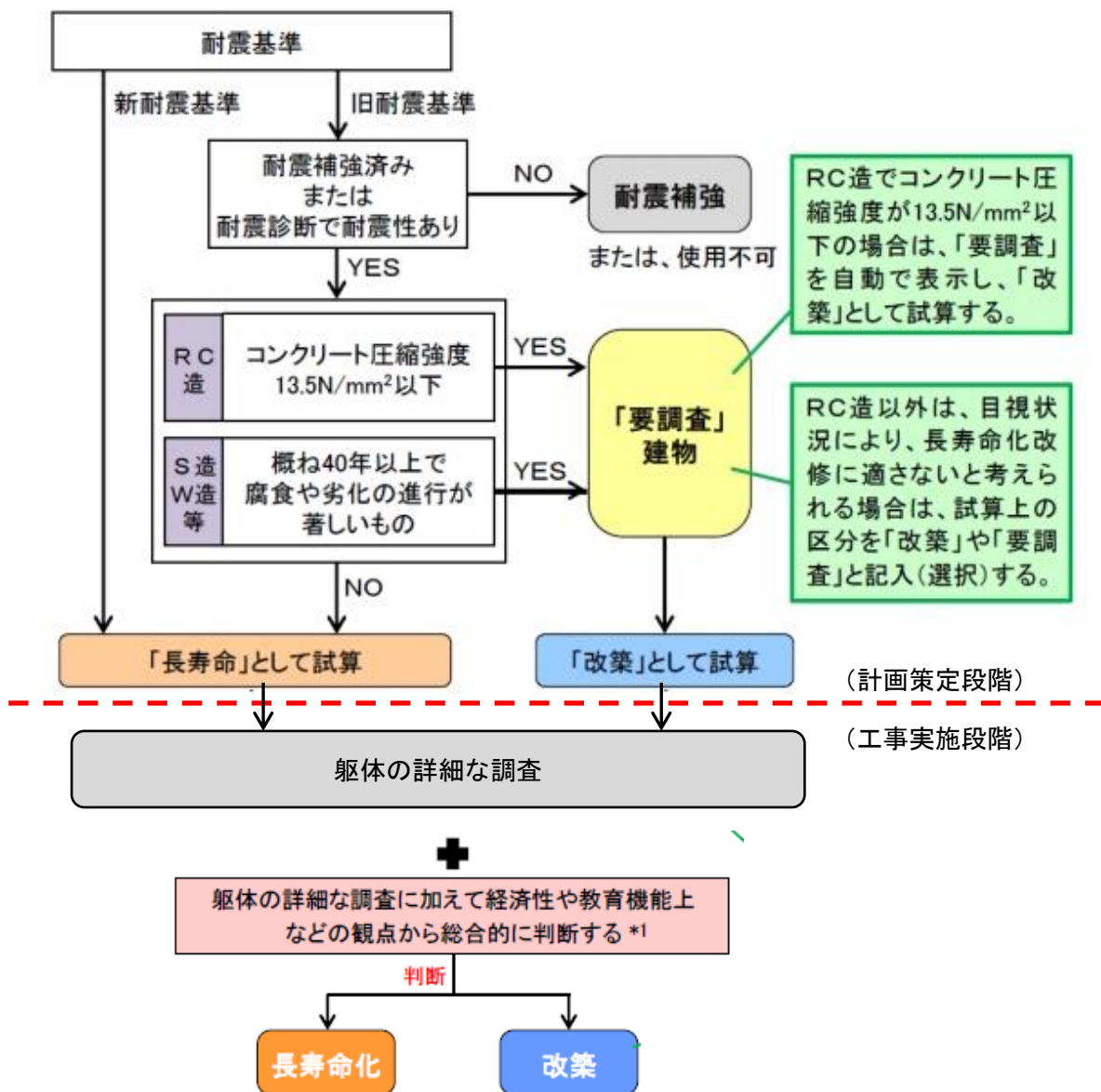
1) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

① 構造躯体の健全性の評価

構造躯体の健全性については、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に沿った評価方法（下図参照）で評価しました。

ただし、このフローはあくまでも計画策定段階の判定であり、工事実施段階では躯体の詳細な調査に加えて、経済性や教育機能上等の観点から総合的に判断する必要があります。

■ 構造躯体の健全性の評価方法



資料：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書

②構造躯体以外の劣化状況等の評価

「学校施設の長寿命化計画に係る解説書」に沿って、劣化度状況等の評価を以下の通り行いました。

<評価基準>

屋根・屋上、外壁の2部位については、目視状況調査の実施により内部仕上げ、電気設備、機械設備の3部位については部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にいずれもA、B、C、Dの4段階評価を行いました。

■屋根・屋上、外壁の評価基準

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題な)
C	広範囲の劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
D	早急に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり)(躯体の耐久性に影響を与えている)(設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

■内部仕上げ、電気設備、機械設備の評価基準

評価	基準
A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

<健全度の算定>

各建物の5つの部位について、劣化状況を上記A～Dの4段階で評価し、100点満点で数値化して評価しました。

具体的には、部位の評価点(①)と、部位のコスト配分(②)を下表のように定め、健全度(③)を100点満点で算定しました。

健全度は、数値が小さいほど、劣化が進んでいることを示します(数値が大きいほど、健全度が高い)。

①部位の評価点

	A	B	C	D
評価点	100	75	40	10

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割る。

② 部位のコスト配分※

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	70.3
計	60

※文部科学省の長寿命化改良事業の校舎の改修比率算定表を参考に設定

(「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

	評価		評価点		配分	
1 屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	= 204
2 外壁	D	→	10	×	17.2	= 172
3 内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	= 1,680
4 電気設備	A	→	100	×	8.0	= 800
5 機械設備	C	→	40	×	7.3	= 292
						計 3,148
						÷ 60
						健全度 52

資料：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書

■学校施設建物情報と劣化調査結果一覧

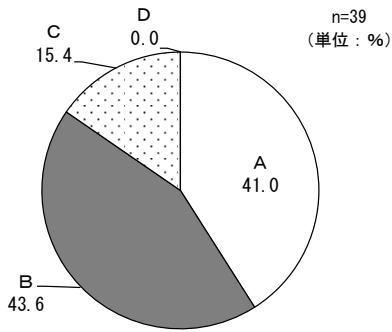
通し 番号	施設名	建物名	棟番号	用途区分		構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数	構造躯体の健全性			劣化状況評価							
				学校種別	建物用途				西暦	和暦		耐震安全性	長寿命化判定		屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度 (100点 満点)		
													基準	診断							補強	調査 年度
1	太子町立学校給食センター	給食センター	001-1	給食センター	給食センター	RC	2	574	1987	S62	32	新			長寿命	B	B	B	C	C	66	
2	太子町立学校給食センター	給食センター	001-2	給食センター	給食センター	S	1	9	1999	H11	20	新			長寿命	B	B	B	C	C	66	
3	太子町立学校給食センター	給食センター	001-3	給食センター	給食センター	RC	1	66	2014	H26	5	新			長寿命	B	B	B	C	C	66	
4	太子町立学校給食センター	給食センター	001-4	給食センター	給食センター	S	1	14	2014	H26	5	新			長寿命	B	B	B	C	C	66	
5	太子町立幼稚園	管理保育室棟	004	幼稚園	校舎	RC	2	1,145	2002	H14	17	新			長寿命	B	B	B	D	B	66	
6	磯長小学校	普通教室棟	001-1	小学校	校舎	RC	2	1,057	1964	S39	55	旧	済	18.4	長寿命	A	C	C	C	C	45	
7	磯長小学校	WC棟	001-2	小学校	校舎	RC	2	29	1974	S49	45	旧	済		長寿命	A	C	C	C	C	45	
8	磯長小学校	管理特別普通教室棟	002-1	小学校	校舎	RC	2	832	1967	S42	52	旧	済	18.4	長寿命	B	B	B	C	C	66	
9	磯長小学校	渡り廊下棟	002-2	小学校	校舎	RC	2	13	1967	S42	52	旧	済		長寿命	A	C	C	C	C	45	
10	磯長小学校	管理室棟	002-3	小学校	校舎	S	1	10	1980	S55	39	旧	済		長寿命	B	B	B	C	C	66	
11	磯長小学校	放送室棟	002-4	小学校	校舎	S	1	10	1980	S55	39	旧	済		長寿命	B	B	B	C	C	66	
12	磯長小学校	特別普通教室棟	005-1	小学校	校舎	RC	3	742	1976	S51	43	旧	済	18.4	長寿命	A	C	B	C	C	58	
13	磯長小学校	渡り廊下棟	005-1	小学校	校舎	RC	3	26	1976	S51	43	旧	済			A	C	B	C	C	58	
14	磯長小学校	特別普通教室棟	006	小学校	校舎	RC	3	836	1980	S55	39	旧	済	18.4	長寿命	B	B	C	C	C	53	
15	磯長小学校	プール専用付属室	007	小学校	校舎	S	1	129	1978	S53	41	旧	済			C	D	C	C	C	31	
16	磯長小学校	屋内運動場	008	小学校	体育館	RC	2	869	1984	S59	35	新		18.4	長寿命	B	B	C	C	B	57	
17	磯長小学校	配膳室棟	009-1	小学校	校舎	S	2	89	1987	S62	32	新			長寿命	B	B	B	B	B	75	
18	磯長小学校	渡り廊下棟	009-2	小学校	校舎	S	2	33	1987	S62	32	新			長寿命	B	B	B	B	B	75	
19	磯長小学校	特別普通教室棟	010	小学校	校舎	RC	3	1,979	1999	H11	20	新			長寿命	B	B	B	B	A	78	
20	山田小学校	特別教室棟	003	小学校	校舎	RC	2	195	1974	S49	45	旧	済		長寿命	C	C	C	C	C	40	
21	山田小学校	特別教室棟	006	小学校	校舎	RC	2	263	1985	S60	34	新			長寿命	C	C	C	C	C	40	
22	山田小学校	特別普通教室棟	008	小学校	校舎	RC	2	1,090	1991	H3	28	新		1996	24.9	長寿命	C	C	C	C	C	40
23	山田小学校	管理特別普通教室棟	010	小学校	校舎	RC	3	2,429	1999	H11	20	新			長寿命	B	C	B	A	A	71	
24	山田小学校	屋内運動場	011	小学校	体育館	RC	2	1,004	2014	H26	5	新			長寿命	B	B	A	A	A	91	
25	山田小学校	プール専用付属室	012	小学校	校舎	RC	1	23	2014	H26	5	新			長寿命	A	B	B	A	A	84	
26	山田小学校	プール専用付属室	013	小学校	校舎	RC	1	8	2014	H26	5	新			長寿命	A	B	B	A	A	84	
27	太子町立中学校	管理普通特別教室棟	001-1	中学校	校舎	RC	3	2,723	1970	S45	49	旧	済	17.6	長寿命	A	B	C	B	B	64	
28	太子町立中学校	管理普通特別教室棟	001-2	中学校	校舎	RC	3	500	1982	S57	37	新			長寿命	A	B	C	B	B	64	
29	太子町立中学校	管理普通特別教室棟	001-3	中学校	校舎	RC	3	445	1993	H5	26	新			長寿命	A	B	C	B	B	64	
30	太子町立中学校	管理普通特別教室棟	001-4	中学校	校舎	RC	3	21	1994	H6	25	新			長寿命	A	B	C	B	B	64	
31	太子町立中学校	クラブ室棟	004	中学校	校舎	S	1	96	1978	S53	41	旧	済		長寿命	C	C	C	C	C	40	
32	太子町立中学校	体育館	005	中学校	体育館	RC	2	1,133	1972	S47	47	旧	済		長寿命	A	C	C	B	B	64	
33	太子町立中学校	プール専用付属室	006	中学校	校舎	RC	1	152	1978	S53	41	旧	済		長寿命	C	B	C	C	C	40	
34	太子町立中学校	WC棟	007	中学校	校舎	RC	1	14	1987	S62	32	新			長寿命	A	B	C	B	B	64	
35	太子町立中学校	更衣室棟	009	中学校	校舎	RC	2	157	1997	H9	22	新			長寿命	B	B	C	B	B	62	
36	太子町立中学校	特別特別教室棟	010	中学校	校舎	RC	2	1,109	2004	H16	15	新			長寿命	A	B	B	B	B	77	
37	太子町立中学校	渡り廊下棟	011	中学校	校舎	S	2	33	2004	H16	15	新			長寿命	B	A	B	B	B	82	
38	太子町立中学校	配膳室棟	012	中学校	校舎	S	1	76	2013	H25	6	新			長寿命	A	B	C	B	B	64	
39	太子町立中学校	エレベーター棟	013	中学校	校舎	S	3	63	2013	H25	6	新			長寿命	A	B	C	B	B	64	

調査対象となる全施設で、各部位の劣化状況の割合についてみると、「屋根・屋上」の評価が最も高く、「A（概ね良好）」は41.0%となっています。逆に評価が低いのは電気設備で、「C（広範囲に劣化）」と「D（早急な対応が必要）」併せて53.9%となっています。

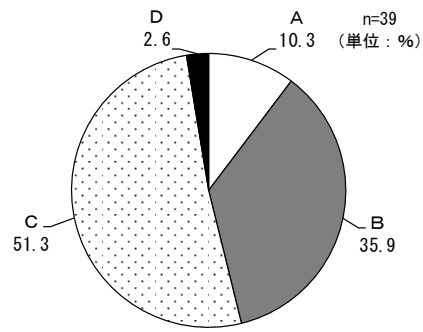
棟の築年別に健全度(100点満点)をみると、「築0年から29年」で「60点～79点」が12棟と最も多く、「築30年以上」では「40点～59点」が11棟、「築50年以上」では「40点～59点」が3棟となっています。

■ 部位ごとの劣化状況の割合

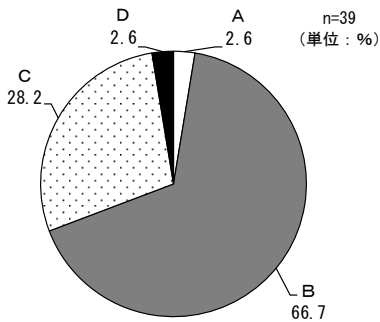
・ 屋根・屋上



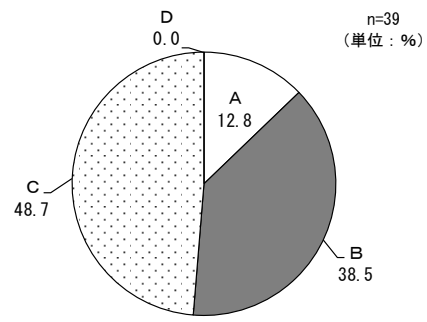
・ 電気設備



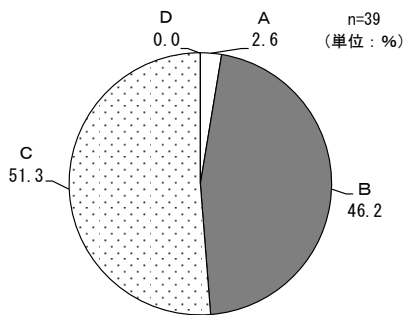
・ 外壁



・ 機械設備

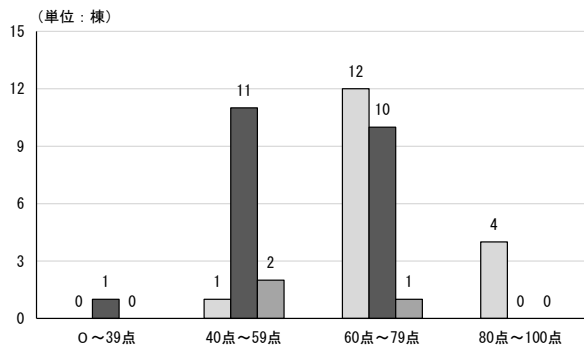


・ 内部仕上



判定/属性	n数	A	B	C	D
屋根・屋上	39	16	17	6	0
	100.0	41.0	43.6	15.4	0.0
外壁	39	1	26	11	1
	100.0	2.6	66.7	28.2	2.6
内部仕上	39	1	18	20	0
	100.0	2.6	46.2	51.3	0.0
電気設備	39	4	14	20	1
	100.0	10.3	35.9	51.3	2.6
機械設備	39	5	15	19	0
	100.0	12.8	38.5	48.7	0.0

■ 棟の築年数における健全度(100点満点)の割合



点数/築年数	築0年~29年	築30年以上	築50年以上
0~39点	0	1	0
40点~59点	1	11	2
60点~79点	12	10	1
80点~100点	4	0	0
合計	17	22	3

2) 施設別の劣化・破損状況及び改修・修繕履歴等

劣化度調査の項目としては、前項の通り、屋根、外壁などの「建築」、受変電・自家発電などの「電気」、給排水・空調・換気などの「機械」といった躯体関係が主なものですが、躯体以外のもの（建物の内装や空調、照明、給湯、トイレ機器等の設備等）についても、建築基準法 12 条点検結果等を踏まえ劣化・破損状況を把握しました。

また、各施設についての過去の改修・修繕履歴及び今後の工事等予定も示します。

■学校施設の 12 条点検結果による施設別の劣化・破損状況及び改修・修繕履歴及び予定

施設名	主に躯体以外の部位の劣化・破損状況	改修・修繕履歴	改修・修繕予定
1. 太子町立 学校給 食セン ター	・建屋、付帯設備、排水 処理設備及び水道受 水設備自体の老朽化 が激しい。	2019 年度に大規模 改修あり	
2. 太子町立 幼稚園			2022 年度 空調更新
3. 磯長 小学校	・イ棟 1 階階段室・ロ棟 3 階階段室 防火扉 の立て付け不良で全 閉しない。 ・ハ棟各階階段室延焼 の恐れのある部分の 開口部が防火設備で ない。 ・イ棟、ロ棟外壁タイ ル、石貼りなどモル タル仕上げの全面 打診が未実施 ・ハ棟各階縦穴区画の エレベータ扉に遮煙 性能がない。	2015 年度 ICT 整備 普通教室棟（北校 舎）、管理特別普通教 室棟（東校舎）、特別 普通教室棟（西校 舎）、特別普通教室棟 （南校舎） 2016 年度 大規模 改造（屋上防水、床 の改修工事） 普通教室棟（北校 舎）、管理特別普通教 室棟（東校舎）、特別 普通教室棟（西校舎）	2020 年度～2022 年度 トイレ改修工事 2020 年度 ICT 整備
3. 磯長 小学校		2017 年度 空調改修 普通教室棟（北校 舎）、管理特別普通教 室棟（東校舎）、特別 普通教室棟（西校 舎）、特別普通教室棟 （南校舎）、特別普通 教室棟（新館）	

施設名	主に躯体以外の部位の劣化・破損状況	改修・修繕履歴	改修・修繕予定
4. 山田 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・南校舎棟1階西側階段室・南校舎棟1階東側階段室 防火扉の立て付け不良で全閉しない。 ・防火シャッターは平成17年12月以前に設置のため、危険防止用連動中継器がついていない。 ・隣地境界沿いのコンクリートブロック塀の傾きあり ・南校舎棟2階別棟への接続部の防火戸モール配線にて閉鎖支障 ・堅穴区画に面するエレベータ扉に遮煙性能がない 	<p>2015年度 ICT整備 特別教室棟（東校舎北側）、特別普通教室棟（東校舎）、管理特別普通教室棟（新館）</p> <p>2017年度 空調改修 特別教室棟（東校舎北側）、特別普通教室棟（東校舎）、管理特別普通教室棟（新館）</p>	<p>2020年度 ICT整備</p> <p>2022年度～2023年度 トイレ改修工事</p>
5. 太子町立 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎棟1階東防火扉、2階中防火扉の作動不良がある。 ・校舎棟2階西防火扉の扉、枠及び金物の劣化の順位調整器不良によって、全閉しない。 	<p>2011年度 耐震補強工事 管理普通特別教室棟（本館）</p> <p>2012年度 耐震補強工事 体育館</p> <p>2014年度 空調改修 管理普通特別教室棟（本館）、管理普通特別教室棟（本館東側）</p> <p>2015年度 ICT整備 管理普通特別教室棟（本館）、管理普通特別教室棟（本館東側）、特別教室棟（新館）</p>	<p>2020年度 ICT整備</p> <p>2023年度～2024年度 トイレ改修工事</p> <p>2024年度 空調更新</p>

資料：12条点検結果

■学校施設の劣化・破損状況調査（本年度調査）

施設名	建物名	部位の劣化・破損状況	改修・修繕履歴
1. 太子町立 学校給食センター	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト保護防水の耐用年数が近い ・内装の劣化 ・開口部の劣化 ・照明器具の劣化 ・高圧引き込みに錆がついている箇所あり ・排水処理設備、食缶洗浄機、貯湯タンク、ボイラーが劣化 ・給水施設（受水槽・高架水槽等）でFRPが割れている箇所あり ・受水槽は、建築当初から改修していない ・屋上防水は、耐用年数が近い 	
2. 太子町立幼稚園	管理保育室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト保護防水の耐用年数が近い ・吹付タイルのシーリング材に損傷がある（数か所） ・アルミ製サッシに大きな亀裂がある（多数） ・内装の劣化 ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） ・空調設備故障のため、改修する必要あり（エコアイスに取換え） 	
3. 磯長小学校	普通教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付タイル、アルミ製サッシの塗装の剥がれがある（数か所） ・吹付タイル、アルミ製サッシの大きな亀裂がある（数か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に屋上防水他工事あり ・平成29年度空調設備改修あり
	WC棟	<ul style="list-style-type: none"> ・内装の劣化（クラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	
	管理特別普通教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・シート防水の防水層に膨れ、破れ等がある（数か所） ・吹付タイル、アルミ製サッシのシーリング材に損傷がある（多数） ・外壁の塗装の剥がれがある（多数） ・庇・バルコニー裏に亀裂等がある（多数） ・吹付タイルに大きな亀裂がある（多数） ・窓・ドアに錆・腐食・変形がある（数か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度にエアコン室外機改修あり
	管理室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・内装の劣化（クラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（扉故障箇所あり） ・照明器具の劣化（器具に錆あり） 	
	放送室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・内装の劣化（クラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（扉故障箇所あり） ・照明器具の劣化（器具に錆あり） 	
	特別普通教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付タイル、アルミ製サッシのシーリング材に損傷がある ・外壁の塗装の剥がれがある ・庇・バルコニー裏に大きな亀裂がある ・内装の劣化（クラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（扉故障箇所あり） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	
	渡り廊下棟	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（扉故障箇所あり） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	
3. 磯長小学校	特別普通教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付タイル、アルミ製サッシのシーリング材に損傷がある（数か所） ・外壁の塗装の剥がれがある（数か所） ・吹付タイルに大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化（クラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（教室扉故障箇所複数あり） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度にエアコン室外機改修あり

施設名	建物名	部位の劣化・破損状況	改修・修繕履歴
	プール専用付属室	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト露出防水の防水層に膨れ・破れ等がある（多数） ・吹付タイル、アルミ製サッシのシーリング材に損傷がある（多数） ・吹付タイルに塗装の剥がれがある（多数） ・庇・バルコニー裏に大きな亀裂がある（多数） ・外壁に大きな亀裂がある（多数） ・窓・ドアに錆・腐食・変形がある（6か所） ・内装の劣化（多数のひび割れが見られる） ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（扉がさびて開きにくい箇所あり） ・照明器具の劣化（錆ついている） 	
	室内運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根は、降雨時に雨漏りがある（体育館入り口天井から雨漏りあり）（1か所） ・吹付タイル、アルミ製サッシのシーリング材に損傷がある（数か所） ・吹付タイルの塗装の剥がれがある（数か所） ・外壁に大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化 ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（扉が歪み、開きにくくなっている箇所あり） ・照明器具の劣化（水銀灯を使用。LEDへ変える必要あり） 	
	配膳室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁に大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化 	
	渡り廊下棟	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部の劣化（扉、防火戸など）・照明器具の劣化（LED照明へ取換える必要あり） 	
	特別普通教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（長尺金属板、折板）は、屋根葺き材に錆・損傷がある（多数） ・吹付タイル、アルミ製サッシのシーリング材に損傷がある（数か所） ・外壁に大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化 ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） ・電灯設備（LED照明に取換える必要あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度にエアコン室外機改修
4. 山田小学校	特別教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト露出防水で天井等に雨漏れ跡がある（3か所） ・アスファルト露出防水の防水層に膨れ・破れ等がある（1か所） ・吹付タイルに塗装の剥がれ（数か所） ・外壁に大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化（クラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	

施設名	建物名	部位の劣化・破損状況	改修・修繕履歴
	特別教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト露出防水で降雨時に雨漏りがある（1か所） ・アスファルト露出防水の防水層に膨れ・破れ等がある（数か所） ・吹付タイルに塗装の剥がれ（多数） ・外壁に大きな亀裂がある（多数） ・内装の劣化（クラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	
	特別普通教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト露出防水、勾配屋根で天井等に雨漏れ跡がある（1か所） ・屋根の防水層に膨れ・破れ、錆・損傷がある（数か所） ・屋根、アルミ製サッシ等のシーリング材に損傷がある（多数） ・吹付タイルの塗装の剥がれがある（多数） ・庇・バルコニー裏に亀裂等がある（数か所） ・外壁に大きな亀裂がある（多数） ・内装の劣化（クラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	・平成29年度空調設備改修あり
	管理特別普通教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根は、降雨時に雨漏りがある（1か所） ・吹付タイル、アルミ製サッシの大きな亀裂がある（多数） ・内装の劣化（クラック多数あり） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	
	屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁に大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化（クラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） ・電灯設備をLED照明に取換える必要あり 	
	プール専用付属室	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁に大きな亀裂がある（数か所） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	
5. 太子町立中学校	管理普通特別教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・シート防水の天井等に雨漏れ跡がある（数か所） ・吹付タイルの塗装の剥がれがある（数か所） ・外壁に大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化（内壁にクラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	・平成31年度に大規模改修あり（屋上防水、外壁部分改修、床（部分改修）、廊下壁、天井（部分改修）、受水槽設置）
5. 太子町立中学校	クラブ室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付タイルの塗装の剥がれがある（数か所） ・外壁に大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化 ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（扉枠が歪み、開きにくくなっている） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	

施設名	建物名	部位の劣化・破損状況	改修・修繕履歴
	体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト露出防水、その他の屋根（ルーフシェイド）に天井等に雨漏れ跡がある（3か所）（音鳴りがする。体育館入り口天井雨漏れ跡あり。体育館入り口屋上防水改修必要） ・外壁の塗装の剥がれ、亀裂がある（数か所） ・内装の劣化（内壁にクラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度に屋上屋根の大規模改修あり
	プール専用附属棟	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の塗装の剥がれや大きな亀裂がある（多数） ・内装の劣化（内壁にクラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（扉に錆あり） ・照明器具の劣化（照明器具に錆あり。LED照明に取換える必要あり） 	
	WC棟	<ul style="list-style-type: none"> ・シート防水の天井等に雨漏れ跡がある（数か所） ・外壁に塗装の剥がれや亀裂がある（数か所） ・内装の劣化（内壁にクラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度に大規模改修あり（屋上防水、外壁部分改修、床（部分改修）、廊下壁、天井（部分改修）、受水槽設置）
	更衣室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根は、天井等に雨漏れ跡がある（2か所） ・外壁に大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化（内壁にクラック数か所あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など）（扉に錆あり） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	
	特別特別教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・内装の劣化（内壁にクラック多数あり） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	
	渡り廊下棟	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根は、天井等に雨漏れ跡がある（数か所） ・内装の劣化（内壁にクラック多数あり） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	
	配膳室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・シート防水の天井等に雨漏れ跡がある（数か所） ・外壁の塗装の剥がれ、大きな亀裂がある（数か所） ・内装の劣化（内壁にクラック多数あり） ・開口部の劣化（扉、防火戸など） ・照明器具の劣化（LED照明に取換える必要あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度に大規模改修あり（屋上防水、外壁部分改修、床（部分改修）、廊下壁、天井（部分改修）、受水槽設置）
	エレベータ棟		

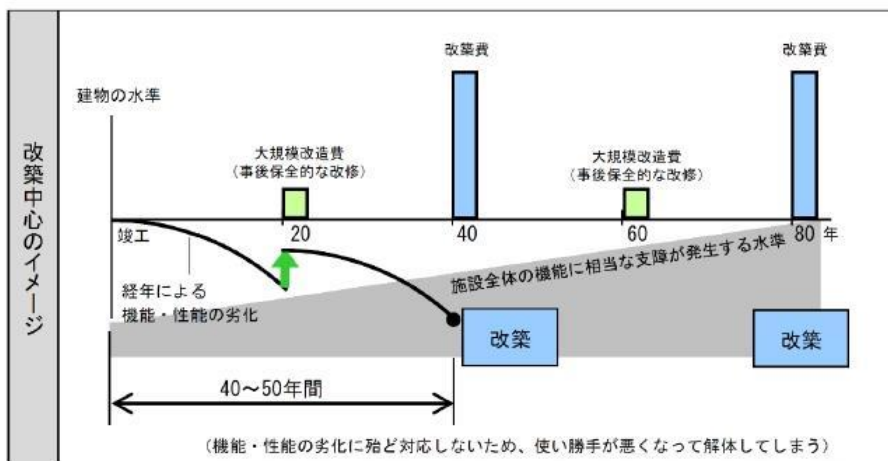
資料：劣化・破損状況調査結果（2019年実施）

第3章 施設整備の基本的な方針

3-1. 長寿命化を図るための基本的な方針

鉄筋コンクリート造等の公共建築物の施設整備については、これまで改築中心もしくは事後保全の維持管理(建替え年数約40年)で施設管理を行ってきました(下図参照)。

■公共建築物のこれまでの方針



出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(文部科学省)

公共施設を常に健全な状態に保ち、安全・安心で快適な環境を維持するためには、施設の定期的な点検の実施や、老朽化や機能の低下が生じる前に予防的な修繕を行うことが必要です。

これによって、従来の事後保全での整備と比較して、施設を長く使用することができ、公共施設の長寿命化を図ることができます。

この「予防保全」による公共建築物の長寿命化を図るための基本的な方針を以下に設定します。

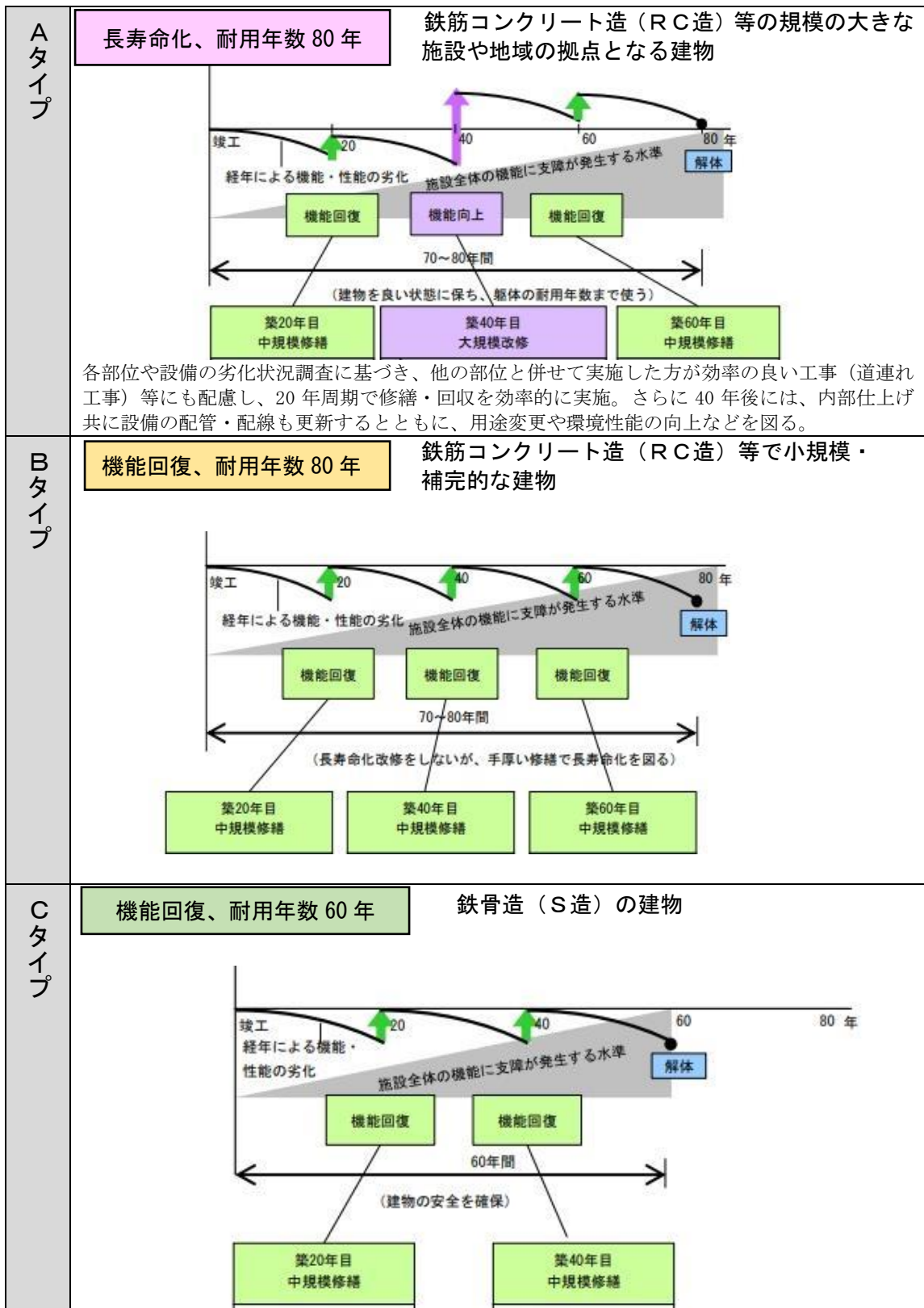
■長寿命化を図るための基本的な方針

- ①鉄筋コンクリート造(RC造)等の規模の大きな施設や地域の拠点となる建物は、40年目の大規模改修等と機能向上を実施する(80年間使用する)(Aタイプ)
- ②鉄筋コンクリート造(RC造)等の小規模・補完的な建物は機能向上をせず、20年ごとの中規模改修等により、80年間使用する(Bタイプ)
- ③鉄骨造(S造)等の建物は20年ごとに中規模修繕を実施し、60年間使用する(Cタイプ)

(注) A、B、Cタイプについては次頁参照

特に鉄筋コンクリート造(RC造)の建物では、耐震状況、躯体の健全性、躯体以外の劣化状況等の施設保全の観点から、個々の建物の将来の方向性を「機能維持」、「長寿命化」、「複合化」、「縮小(当面維持)検討」に区分します。

■公共建築物の長寿命化のタイプ区分



※実際の大規模改修実施にあたっては、施設利用等の都合により複数回（年）に分割して行う場合もある

3-2. 改修等の基本的な方針

本町の公共建築物については、その約6割が新耐震基準で建設されており、旧耐震基準で建設された施設についても耐震化工事を完了しています。

一方、公共建築物の中には建築後30年以上が経過している施設もあることから、これらの

施設については長期使用を前提として、日常点検・定期点検を実施し、劣化状況の把握に努め、点検結果等を踏まえた大規模改修、中規模修繕等の実施を検討します。

3-3. 目標耐用年数と更新周期の設定

(1) 建築物の目標耐用年数

耐用年数には、固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた「法定耐用年数」と建物躯体や構成材が物理的に劣化して要求される限界性能を下回る「物理的耐用年数」があります。本計画ではこの「物理的耐用年数」を「目標耐用年数」として定義、採用します。

目標耐用年数は、日本建築学会が「建築物の耐久計画に関する考え方」で提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方を参考に下表のとおり設定します。

■ 建物構造別の目標耐用年数

構造	目標耐用年数
鉄筋コンクリート造（RC造） 鉄骨・鉄筋コンクリート造SRC造）	80年
鉄骨・ブロック造（S造、CB造）	60年
木造（小規模建物）（W造）*	40年

*本町の木造施設は、「旧山本家住宅」と「旧東尾邸」のみで、前者は「国登録有形文化財」に指定。

上記の設定に従って、本年度対象施設の目標耐用年数及び目標耐用年度を示したものが下表です（公民館、まちづくり観光交流センターは除却予定）。

■ 対象施設の目標耐用年数と目標耐用年度（学校施設以外）

施設名	構造	築年数	目標耐用年数	目標耐用年度
図書室	RC	1992	80	2072
（総合スポーツ公園）管理棟（北）	RC	1991	80	2071
（総合スポーツ公園）管理棟（南）	RC	1991	80	2071
（総合スポーツ公園）テニスコート管理棟	CB	1992	60	2052
（総合スポーツ公園）総合体育館	RC	1994	80	2074
町民グラウンド管理棟	S	1990	60	2050
竹内街道歴史資料館	RC	1992	80	2077
公民館	RC	1959	80	2039
まちづくり観光交流センター	RC	1975	80	2055
なごみルーム	S	1974	60	2033

(2) 各部位の更新周期

建物を構成する各部位の更新周期は仕様や材料により異なることから、それぞれに応じた更新・改修周期の目安を踏まえて修繕を実施します。

比較的大規模な修繕工事においては、修繕費用の低減等の効果も勘案し、関連した部位を同時に措置することが合理的・経済的な対策となります。

■ 主な改修工事と関連部位・機器等の更新周期の目安

部位・設備等	主な改修工事	同時に措置した方が良い 部位・設備等の例	更新・改修 周期の目安
外 壁	仕上げ改修(塗装、吹付、タイル 補修等)	シーリング、外部建具、笠木、樋、断熱材	15～30年 仕上げ材による
	クラック補修、浮き補修	シーリング、外部建具、笠木	10～15年
	建具改修(サッシ、カーテンウオー ル等)	シーリング	約40年
屋 根	防水改修	排水溝(ルーフトレン)、笠木、屋上手すり、 設備架台、断熱材	20～30年
電 気 設 備	受変電設備改修	分電盤、変圧機、コンデンサ、幹線	25～30年
空 調 設 備	冷暖房設備(ファンコイル、空調 機)改修	ポンプ、冷却塔、配管等、屋上防水	15～20年
	熱源改修	配管等	15～20年
給排水衛生 設 備	給排水設備改修	ポンプ、受水槽配管、(冷温水管)等	15～30年

資料：公共建築の部位・設備の特性等を踏まえた中長期修繕計画策定及び運用のためのマニュアル

(国土交通省 国土技術政策総合研究所) 平成28年(2016年)より抜粋

※その他、ストックに対する主な工事として、耐震性能向上、環境性能向上、バリアフリー化等を目的とした改修を行う場合も想定されますが、劣化や機能停止への対処として行われる性質のものではないため、本整理の対象外としました。ただし、施設の実情等に応じて、これらの改修工事と修繕を同時に行うことも検討する必要があります。

第4章 対象施設の整備優先度評価と整備方針

4-1. 対象施設の整備優先度評価

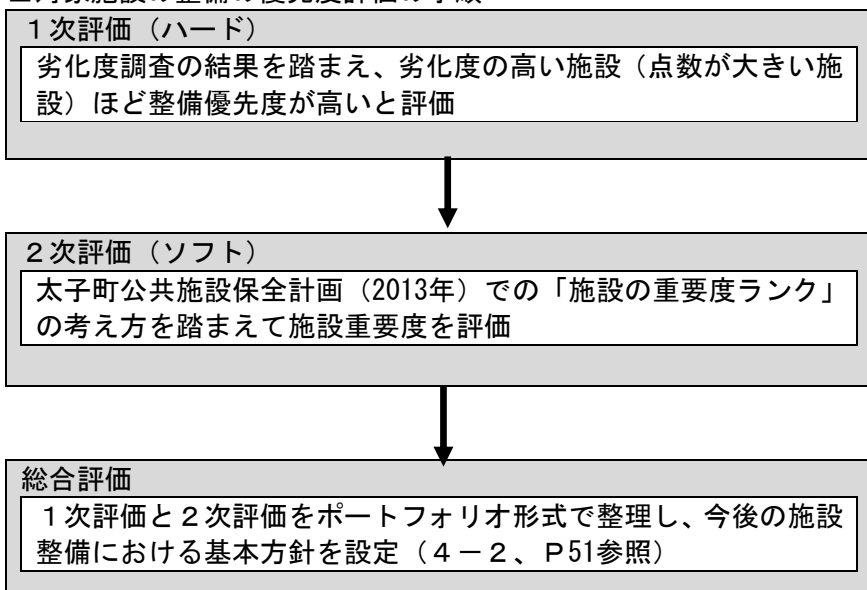
(1) 整備の優先度評価の方法

本年度対象施設の整備の優先度評価の手順を示したものが下図です。

本計画では、施設の劣化度をもとに1次評価、重要度をもとに2次評価を行います。

そして、この2つを併せて次節に示す総合評価を行い、整備の優先度の設定と施設ごとの今後の個別整備方針を設定します。

■対象施設の整備の優先度評価の手順





(2) 評価結果

① 1次評価結果

1次評価は、劣化度調査結果による劣化度の平均点数の大きい順に優先度が高いものとして評価しました。

■一般施設の1次評価による劣化度（学校施設以外）

劣化度	施設名 (No)	平均点数	備考
高   低	公民館 (No. 7)	49	生涯学習センターに集約されるため廃止
	(総合スポーツ公園) 管理棟 (南) (No. 2)	34	
	(総合スポーツ公園) 総合体育館 (No. 4)	31	
	竹内街道歴史資料館 (No. 6)	31	
	(総合スポーツ公園) テニスコート及び管理棟 (No. 3)	27	コート面の摩耗
	(総合スポーツ公園) 管理棟 (北) (No. 2)	21	
	町民グラウンド管理棟 (No. 5)	21	
	まちづくり観光交流センター (No. 8)	16	生涯学習センターに集約されたため廃止
図書室 (No. 1)	5		

② 2次評価結果

2次評価は、個別施設の重要度によって区分Ⅰ～Ⅳの4段階（学校施設は3段階）で評価します。「重要度」は自治体運営、町民生活サービス面からみた「ソフト」の側面からの評価といえます。

この評価区分は、本町において別途実施した「太子町有建築物保全計画」（2013年）で設定した、修繕優先度における施設重要度の区分を採用しています。なお、「太子町有建築物保全計画」では学校施設は対象外であったため、学校施設の重要度区分は別途設定します。

■一般施設の重要度区分の定義（学校施設以外）

	施設の定義	例示
区分Ⅰ	地方自治体運営、町民生活サービスからみて必要不可欠な施設	役場、消防署、病院
区分Ⅱ	安心・安全な町民生活を維持・サービスするために必要不可欠な施設	避難所、避難所指定の集会所、福祉施設、公民館
区分Ⅲ	地域コミュニティ活動や快適・文化的な町民生活を維持サービスするために必要な施設	町民会館、図書館、体育館、一般集会所、管理棟、そのほかの行政施設
区分Ⅳ	上記の施設運営に付帯して必要な施設	トイレ、倉庫、車庫等その他の施設

出典：太子町町有建築物保全調査等業務（2013年）

■学校施設の重要度区分の定義

	施設の定義	例示
区分Ⅰ	学校教育を推進するうえで、必要不可欠な施設	教室棟（幼稚園校舎含む）、体育館
区分Ⅱ	教育施設の運営を維持するために必要不可欠な施設	学校給食センター
区分Ⅲ	上記の施設運営に付帯して必要な施設	その他の棟・施設

施設の重要度区分を踏まえ、対象施設を評価すると以下の通りとなります。

■ 2次評価による本年度対象施設の重要度の区分結果

区分	施設名
区分Ⅰ	太子町立幼稚園、磯長小学校、山田小学校、太子町立中学校
区分Ⅱ	公民館、太子町立学校給食センター
区分Ⅲ	竹内街道歴史資料館 (No. 6)、 図書室 (No. 1) 、総合体育館 (No. 4)、 まちづくり観光交流センター (No. 8) 、大道旧山本家住宅 (No. 9)、町民グラウンド管理棟 (No. 5)、総合スポーツ公園グラウンド及び管理棟 (No. 2)、総合スポーツ公園テニスコート及び管理棟 (No. 3)、なごみルーム (No. 15)
区分Ⅳ	該当なし

1次評価及び2次評価を踏まえた、劣化箇所の修繕対策の優先度は以下に示すものとします。

■ 1次評価、2次評価を踏まえた劣化度対策の優先度 (学校施設以外)

優先度	施設名 (No)	備考
高 ↑ ↓ 低	(総合スポーツ公園) 管理棟 (南) (No. 2)	
	(総合スポーツ公園) 総合体育館 (No. 4)	多くの住民が日常生活の中で直接利用する施設であり、No. 7より優先度が高いとした。
	竹内街道歴史資料館 (No. 6)	
	(総合スポーツ公園) テニスコート及び管理棟 (No. 3)	総合スポーツ公園内でも利用度が高いため上位とした。
	(総合スポーツ公園) 管理棟 (北) (No. 2)	総合スポーツ公園と一体的な施設であるため、No. 5より優先度が高いとした。
	町民グラウンド管理棟 (No. 5)	
	図書室 (No. 1)	
	なごみルーム (No. 15)	

(注) (仮) 生涯学習施設は新規建設のため、優先度評価から除く。

4-2. 個別施設の整備方針の設定（総合評価）

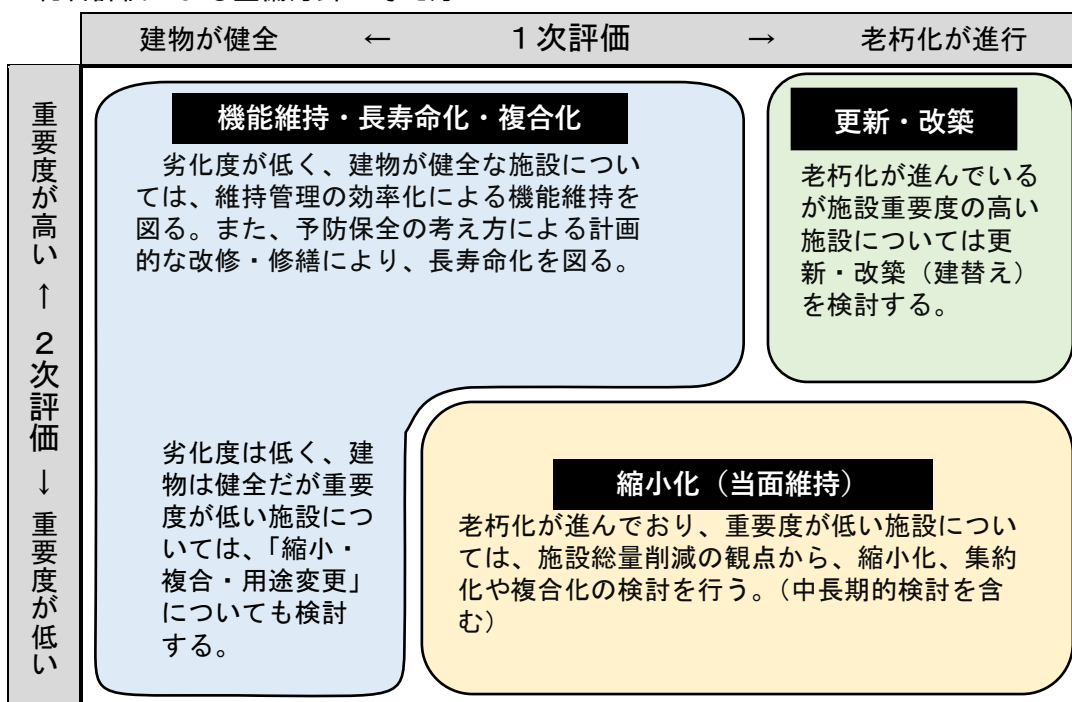
（1）総合評価と整備方針の考え方

施設の劣化度（1次評価）及び施設の重要度（2次評価）に基づき、ハードとソフトを2軸とする総合評価を行います（下図）。

この総合評価により、施設毎の整備方針（「機能維持・長寿命化・複合化」「更新・改築」「縮小化」）を検討します。

下図は、総合評価に基づいた各施設の整備方針の考え方を示したものです。

■総合評価による整備方針の考え方



また、総合評価における施設の整備方針の定義は以下に示す通りです。

■整備方針の定義

・更新・改築・・・・	耐用年数経過後、施設を更新するが、利用ニーズ等をふまえて更新時には規模縮小を検討する
・機能維持・長寿命化・・・・	施設の機能性やハードの耐久性を維持または高めるための改修・修繕を行い、ライフサイクルコストの縮減、利便性の向上を図る
・複合化・・・・	異なる機能の施設を一施設に集約・複合し、施設総量の圧縮、利便性・サービスの向上、維持管理コストの縮減を図る
・縮小化（当面維持）・・・・	施設の一部の取壊し、建替え時に規模縮小を行い、施設総量の圧縮、維持管理コストの縮減を図る

（2）整備方針の設定

各対象施設の基本的な整備方針は以下の通りです。

■個別施設の整備方針

整備方針	個別施設名	備考
更新・改築	・生涯学習センター	令和2年度より新規建設
機能維持・長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・太子町立幼稚園 ・磯長小学校 ・山田小学校 ・太子町立中学校 ・太子町立学校給食センター ・総合スポーツ公園 総合体育館 ・竹内街道歴史資料館 ・図書室 ・大道旧山本家住宅* ・総合スポーツ公園グラウンド及び管理棟 ・総合スポーツ公園テニスコート及び管理棟 ・なごみルーム 	*国登録文化財
複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館 ・まちづくり観光交流センター 	両施設とも生涯学習センターへの統合
縮小化（当面維持）	・町民グラウンド管理棟	

第5章 今後40年間の施設保全費用の見込み

平成31年版「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省監修）を活用し、対象施設の長期的な修繕・更新費用を算出、そのデータを活用してライフサイクルコストを算出しました。

本計画では「建築物のライフサイクルコスト」付録のLCC計算プログラムを使用し、「床面積入力法」（延床面積ともモデルとなる建物種類の選択）により各種コストを算出しています。

5-1. 保全費用（コスト）項目の設定

ライフサイクルコストの算出に使用した保全費用（コスト）の内訳は、施設を耐用年数まで使用した場合の「撤去・新設費用」、第3章で設定した長寿命化のための改修に係る「大規模改修・長寿命化改修費用」、「修繕・改修費用」「解体費用」とします。

■コスト内訳の項目と設定条件等

項目	設定条件等
撤去・新設 (改築) 費用	解体処分コスト（解体・廃棄処分）及び建設コスト（設計・新築・工事監理）を設定 各モデル建物の図面・内訳書からの積み上げ（「公共建築工事標準単価積算基準」「建築施工単価」等）より面積単価から面積単価が設定されている
大規模改修・ 長寿命化改修 費用	該当するモデル建物を構成する部材ごとに更新・修繕周期と単価が設定されており、延床面積あたりの部材数量に、対象施設の床面積を乗じて設定する。 大規模改修・長寿命化改修は20年ごとに実施される想定であることから、建築当初から29年目までの修繕費を1回目の大規模改修費、30～59年目までの修繕費を長寿命化改修費、60～79年目までの修繕費を2回目の大規模改修費として設定した。
維持管理費用	点検・保守、清掃費等の維持管理コストを、「建築保全業務共通仕様書」に定める業務を委託するものとして費用を算出し、モデル建物ごとに面積単価として設定されている。 床面積を乗じて年あたり維持管理費用を算出し、新設年から撤去前年まで毎年同額が計上されるものとする。

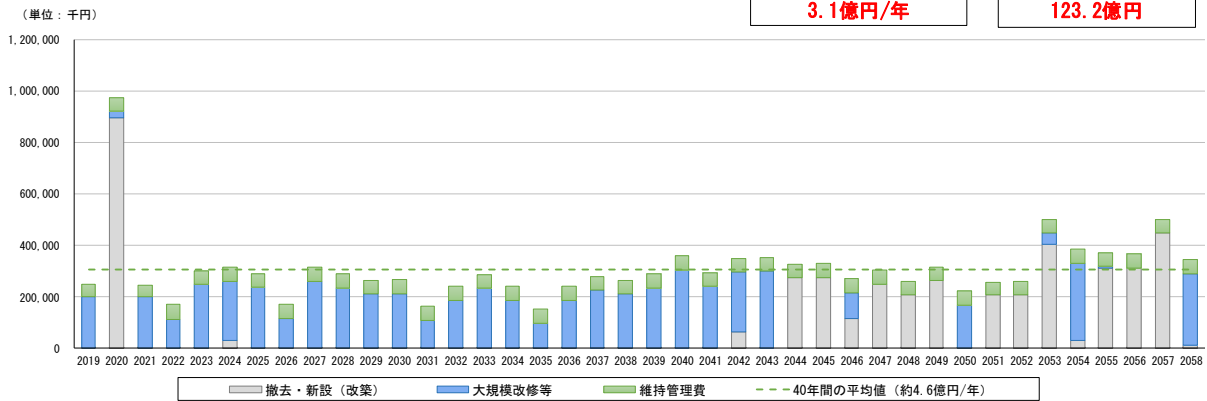
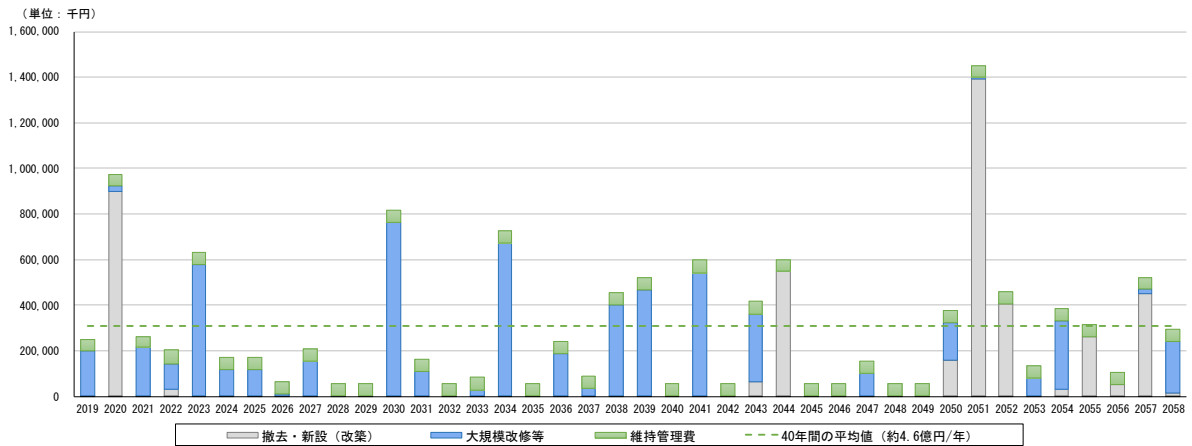
5-2. 保全費用の平準化

今後40年の施設保全費用の算出に当たっては、各施設の修繕・更新等費用の平準化を図ることを前提とします。

各施設を設定更新年まで使用するものとし、20年ごとに大規模改修を実施した場合、今後40年間の総額は123.2億円（3.1億円/年）となります。

対策費用の平準化にあたっては、(仮称)生涯学習施設等の新設工事など、既に事業年度が決定しているもの以外について、大規模改修時期の分割等を検討します。

■施設保全費用平準化のイメージ



第6章 個別施設の整備計画

6-1. 個別施設の整備の基本的な考え方

個別施設の整備方針及び整備計画は「太子町公共施設等総合管理計画」において設定した管理に関する基本方針を、個別施設の整備における基本的な考え方として位置づけ、整理します（ただし、インフラ施設についての方針は除きます）。

■管理に関する基本方針

(1) 管理（全体）に関する基本的な方針	
①最適な保有総量の維持	人口減少、少子高齢化の傾向は続くものと見込まれますが、現状で存在する公共施設等について、現状施設の維持・管理の効率化、長寿命化計画などによって、施設の使用を可能な限り継続することを考えていきます。
②周辺市町村、関係機関との連携	町の公共施設等について、周辺自治体等と施設、設備等を共通化するなど、合理化を図ることにより、維持管理費用の縮減が可能と考えられるものは、周辺市町村や関係機関との連携を検討していきます。
(2) 公共施設等の管理に関する基本的な方針	
①点検・診断等の実施方針	公共施設等については、法的な根拠等による定期的な点検・診断を計画的に実施するとともに、その結果に基づき対策が必要とされた施設は、適切な時期にその対策を効率的・効果的に実施していきます。公共施設等に関する施設保全マニュアルを作成し、担当部署や施設管理者等への定期的な研修等を通じて、日常の維持管理業務（保守、点検、清掃等）の適正化・標準化を図ります。
②維持管理・修繕更新等の実施方針	公共施設等の維持管理は、「事後保全」（施設に不具合が生じてから修繕や更新を行う）、「予防保全」（定期的に交換・更新を行う）、「状態監視保全」（点検によりその劣化や状態を見ながら修繕や更新を行う）の3種類がありますが、個々の施設の状況に応じてこれらの維持管理を計画的に行うことにより、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指します。
③安全確保の実施方針	今後も継続して保有する公共施設等については、老朽化や劣化による内外装材の剥離や落下、床仕上材のめくれ、設備機器の不具合等による施設利用者等の安全が確保できない場合は、施設の点検・診断結果に基づいて、事前に財政的な負担が平準化できるように計画した上で、修繕や改修を実施し、安全性を確保します。
④耐震化の実施方針	公共建築物の約6割は新耐震基準で建設されており、旧耐震基準で建設された施設のうち、多くは耐震化工事が完了しています。しかし、建設後30年以上が経過している施設については、長期使用を前提として日常点検・定期点検の実施によって劣化状況の把握に努め、調査結果を踏まえた大規模改修の実施を検討していきます。
⑤長寿命化の実施方針	公共施設等の更新が短期間に集中すると、財政に及ぼす影響が大きくなります。継続して保有する施設については、施設の長寿命化を図るとともに、長期的な視点に立った改修・改築を実施することで、財政負担の平準化を図ります。なお、長寿命化の見込まれる期間が短期間であるなど、その費用対効果において十分な効果が得られないと判断される場合や、安全上の視点から建て替える必要がある場合等は、長寿命化の対象から除きます。

⑥統合や廃止・複合化等の推進方針	公共建築物については、各施設の置かれている状況を調査し、サービス内容や水準の妥当性、施設活用の効率性、統廃合・複合化・廃止等の可能性を検討し、施設の保有総量の最適化を図ります。
⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○専門知識や経験の少ない施設管理者を対象として、施設の日常的な点検や維持管理について情報提供等を行い、職員の知識向上を図ります。 ○研修等を全庁的・継続的に実施するための方策を検討します。 ○施設管理者は、保全の実施状況の調査を行い、その結果に基づき適正な管理を行います。
⑧民間活力の導入	施設の更新に際しては、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することが有効であることから、施設の内容に応じて、PPP（※1）やPFI（※2）方式の導入についても検討します。
（3）公共建築物の管理に関する基本的な方針	
①中長期的な視点でのマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○現在ある公共建築物の更新は、必要性の高い施設サービスを持続可能とする視点で最小化を目指します。 ○公共建築物もその経年に合わせて老朽化することを念頭に、これまで整備してきた公共建築物を有効に組み替えていくなど、次世代にとって真に有効な資産となるよう再構築していくこととします。 ○一定の目的を達した公共建築物については、町民の安全・安心の観点から放置することなく解体等の適切な措置を実施することとします。 ○次世代に引き継ぐ公共建築物や、今後必要とされる公共建築物については、計画的な改修・改築等を実施します。その際、バリアフリー対策や省エネルギー対策、ユニバーサルデザイン等を検討し、可能な限り公共建築物としての機能性の向上を目指すこととします。 ○減価償却期間を超過して使用する施設については、さらに詳細な計画保全対策を検討し、長寿命化施策を実施することとします。 ○公共建築物の維持管理・有効活用のために、個別にその必要性、効率性、効果性の視点で評価を行います。 ○今後の公共建築物の改修・更新等に要する費用は、年度によって大きく変動することから、更新する公共建築物の選択と優先順位を定め、予算の平準化を図ることとします。 ○町として所有するよりもより効果的と判断される場合や、町として利用が見込めない公共建築物については、積極的に貸付や売却など利活用方法について検討するなど、新たな財源の確保を図ることとします。 ○<u>公共建築物の利活用により生み出された貸付収入や売却収入については、原則として公共施設等の維持管理・更新費用に充当する財源とします。</u> ○<u>将来的に行政需要が見込めない土地や建築物は貸付や売却を行い、歳入の確保に努め、公共施設等の維持管理・更新費用に充当する財源として積立てします。</u> ○新地方公会計制度の導入（総務省）に合わせて策定した固定資産台帳の情報を有効に活用することとします。

②点検・診断等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期（建築物の敷地及び構造は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごと等）に点検等を継続します。 ○消防法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期（1年以内ごと）に点検等を継続します。 ○その他、昇降機、ボイラー等について、適切な点検・検査を行います。 ○建築保全業務に係る標準仕様書や積算基準等の見直しを行い、より適正な保全業務委託を行えるように取り組みます。 ○公共建築物維持管理マニュアルを作成し、より適切に点検等を行えるように取り組みます。 ○公共建築物維持管理マニュアル等に基づく施設点検シートの作成や、施設管理者に対し保全の実施状況の調査（保全実態調査）とその結果に基づく保全指導に取り組みます。 ○施設管理者への研修会等を通じて、日常の維持管理業務（保守、点検、清掃、警備等）の適正化・標準化に努めます。
③維持管理・修繕更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物の整備構想を踏まえた、中長期における公共建築物の整備計画（公共建築物の維持管理・有効活用計画）の整備に努めます。 ○設備機器の改修、更新ごとに最新の省エネルギー、省メンテナンス機器の導入に努めることで、トータルコストの縮減を図ります。 ○全庁的に節電・節水の徹底を図り、維持管理費の削減に努めます。
（４）学校等の管理に関する基本的な方針	
①中長期的な視点でのマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等については、計画的な改修・改築等を実施します。その際、バリアフリー対策や省エネルギー対策、ユニバーサルデザイン等を検討し、可能な限り学校等としての機能性の向上を目指すこととします。 ○減価償却期間を超過して使用する施設については、さらに詳細な計画保全対策を検討し、長寿命化施策を実施することとします。 ○維持管理・有効活用のために、個別にその必要性、効率性、効果性の視点で評価を行います。 ○今後の改修・更新等に要する費用は年度によって大きく変動することから、更新する学校等の選択と集中、かつ優先順位を定め、予算の平準化を図ることとします。 ○新地方公会計制度の導入（総務省）に合わせて固定資産台帳の整備を進めるとともに、その情報を学校等の老朽化対策等の情報として有効に活用することとします。
②点検・診断等の実施	「（３）公共建築物の管理に関する基本的な方針」と同じ
③維持管理・修繕更新等	「（３）公共建築物の管理に関する基本的な方針」と同じ

（※１）PPP（Public Private Partnership） 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るもの。

（※２）PFI（Private Finance Initiative） PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

出典：太子町公共施設等総合管理計画（平成28年度）

6-2. 個別施設の整備計画

本節では、1-5で示した文教関連施設（A～Dの4つの大分類）の個別施設の整備方針を設定します。各対象施設について、以下の構成・内容でまとめます。

○基本情報	個別施設の本町としての位置づけ、運営状況、ハード面・ソフト面の概要
○建物情報	個別施設の建築物としての概要
○施設の状態等	個別施設の現状の劣化状況、破損状況、機能水準等の状態
○施設評価	個別施設の劣化度や重要度を踏まえた整備の方針を設定（機能維持、長寿命化、更新・改築、縮小化等）
○施設の方向性	個別施設の目標耐用期間の設定と今後の施設整備の内容
○施設整備の方針	個別施設の長寿命化対応や機能別、部位別の改修・修繕等の具体的な方針
○個別施設計画	今後10年間の具体的な整備内容との時期、費用の設定

（1）町民文化施設（3施設）

①町民文化施設の整備方針

・公民館（RC造1959年建築）、~~まちづくり観光交流センター（RC造、1975年建築）~~はいずれも旧耐震基準で整備されており、耐震上も問題がある他、施設面では老朽化が進行しています。また、機能面においても住民サービスの向上を図るため、新しく建築されたの生涯学習センターに集約を行った。

②個別施設の計画

町民文化施設（3施設）の計画期間（今後10年間）中の個別施設計画は、次頁以降に示す通りです。

- | |
|---------------------------|
| ・公民館 |
| ・まちづくり観光交流センター |
| ・生涯学習センター |

施設名称	公民館 ※令和5年度除却予定
------	----------------

基本情報	所在地	太子町山田 24	敷地面積	698.00 m ²
	所管部署	生涯学習課	建物総面積	869.00 m ²
	施設分類	町民文化施設／集会施設	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立公民館設置条例	避難所指定	避難所指定
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	住民の生涯学習、地域コミュニティ活動の拠点施設として、60年間にわたって機能してきた。(集会室、研修室、調理実習室、会議室、事務室、和室等からなる)		

建物情報	棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年 (解体)
							地上	地下	基準	診断	対策	
	1	公民館	1959	60	869.00	RC	2	-	旧	-	-	2023

施設の 状態等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後 60 年を経過しており、旧耐震であり、かつ建物の老朽化の他、機能面でも陳腐化が進行 ・ 屋外観光案内板の屋根鉄筋に錆やナット抜け ・ 屋外階段の踊り場部分、床にクラックあり 	施設 評価	施設の劣化が進んでいるが、施設の重要度が高いため、新設の生涯学習センターに合わせて建設。
------------	--	----------	--

施設 の 方向性	現公民館は重要性が高い施設であるが、老朽化が著しいことから除却してその機能で新しく建設された生涯学習施設に集約
----------------	---

施設 の 方針	廃止・除却	2023 年の除却まで現状のまま維持管理
---------------	-------	----------------------

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
廃止・除却					生涯学習センター建設に伴い 除却 55,564 千円					
	← 維持管理 : 4,185 千円 / 年 →									

施設名称 まちづくり観光交流センター ※除却済み

基本情報	所在地	太子町山田 88	敷地面積	10620.48 m ²
	所管部署	観光産業課	建物総面積	656.00 m ²
	施設分類	町民文化施設／集会施設	施設形態	単独
	根拠法令	太子町まちづくり観光交流センター等設置条例	避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	観光まちづくり協会が入居しており、本町の住民活動や観光振興の情報発信拠点、活動拠点施設である。		

建物情報	棟	建物名	整備年	築年数	延床面積(m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年(解体)
							地上	地下	基準	診断	対策	
	1	まちづくり観光交流センター	1975	44	656.00	RC	2	-	旧	-	-	2020
										-	-	

状態等	施設の ・ 建築後 44 年が経過しており、旧耐震の他、公民館ほどではないが、老朽化が進行	施設評価	築年数が 40 年以上で施設重要度も高くないため複合化とし、新設の生涯学習センターに複合。
-----	--	------	---

方向性	施設の 住民のまちづくり活動の拠点施設であり、また観光資源の多い本町の情報発信拠点でもあるが、老朽化が進んでいることから当該施設は除却し、その機能を新しく建設される生涯学習センターに集約
-----	--

の方針	施設整備 廃止・除却	2020 年度に利用停止、施設閉鎖を行って 2021 年度までに除却
-----	---------------	------------------------------------

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
廃止・除却		←→	生涯学習センター建設に伴い除却 379,250 千円							
	←→	維持管理：4,548 千円/年								

施設名称	生涯学習センター			
------	----------	--	--	--

基本情報	所在地	太子町	敷地面積	m ²
	所管部署	生涯学習課	建物総面積	2,425.47 m ²
	施設分類	町民文化施設／文化施設	施設形態	単独
	根拠法令		避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	既存の「公民館」と「まちづくり観光交流センター」との集約化を図りながら、図書館機能を併せ持った機能と町民の生涯学習の拠点となる複合施設を建設する。		

建物情報	棟	建物名	整備年	築年数	延床面積(m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年
							地上	地下	基準	診断	対策	
1	生涯学習センター	2022	1	2,541.73	RC	3	1	新	-	-	2100	
									-	-		

状態等	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度竣工 ・2022年7月1日運用開始 	施設評価	生涯学習機能を備え持った住民活動の拠点として、既存施設の集約・複合化をした施設。
-----	---	------	--

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・新規整備されるRC造建築物であることから目標耐用期間を80年と設定
-----	--

施設整備の方針	新設(点検、維持管理・修繕) <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づいて点検、維持管理・修繕を定期的実施
---------	---

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
新設(点検、維持管理・修繕)	← 維持管理 : 14,156千円/年 →									

基本・実施設計費
31,680千円

工事管理費
5,690千円
建設工事費
373,560千円
計379,250千円

工事管理費
13,285千円
その他
34,995千円
建設工事費
560,340千円
その他
3,103千円
計611,723千円

(2) 社会教育系施設 (3 施設)

①社会教育系施設の整備方針

- ・ 図書室の劣化度は中程度、建築は新耐震基準であり、また町民の社会教育系施設としては重要な施設であることから、長寿命化対応とします。
- ・ 大道旧山本家住宅は、母屋、蔵、離れから構成されている木造住宅で、本町の社会教育及び観光の重要施設である他、国登録文化財であることから、長寿命化対応とします。
- ・ 竹内街道歴史資料館は、本町内を通る竹内街道や聖徳太子を広く広報する重要な施設であることから、長寿命化対応とします。

②個別施設の計画

以下の本町の社会教育系施設 (3 施設) の計画期間 (今後 10 年間) 中の個別施設計画は、次頁以降に示す通りです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 図書室・ 大道旧山本家住宅・ 竹内街道歴史資料館 |
|--|

施設名称	図書室 ※図書館として生涯学習センター内に付設			
------	-------------------------	--	--	--

基本情報	所在地	太子町山田 88	敷地面積	10613.48 m ²
	所管部署	生涯学習課	建物総面積	225.00 m ²
	施設分類	社会教育施設／博物館等	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立図書館設置条例	避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	平成 21 年度（2009 年度）、役場研修室を改修して設置した。蔵書数：約 3 万冊の本町のミニ図書館である。		

建物情報	棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年
							地上	地下	基準	診断	対策	
	1	図書室	1992	10	225.00	RC	1	-	新	-	-	※

施設の 状態等	1992 年に役場研修室を改修、図書室として整備されており、建物の健全度は高い。	施設 評価	建物自体は役場本館と一体であり、新しく建設された生涯学習センターとの複合化され、 長寿命化 を図る。
------------	--	----------	---

施設 の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> 新しく建設された生涯学習センターと接続、新規に図書館として一体整備 目標耐用期間は生涯学習センターとして 80 年で設定
----------------	---

施設 整備 の方針	長寿命化（点検、維持管理・修繕）	躯体自体は役場庁舎と一体的に点検、維持管理、修繕を計画的に実施
	機能性・安全性	新規図書館として、館内の改修・整備を生涯学習センターに合わせて整備
	ユニバーサルデザイン等	障がい者、高齢者から子どもまでもが利用しやすい施設として、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を生涯学習センターに合わせて整備

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化 (点検、維持管理・修繕)		← 維持管理・修繕 1,230 千円/年 →			← 生涯学習センターとして維持・管理 →					

(3) スポーツ・レクリエーション施設（5施設）

①スポーツ・レクリエーション施設の整備方針

- ・総合スポーツ公園管理棟（RC造）、同テニスコート管理棟（CB造）はいずれも新耐震の建築物であり、町民のスポーツ活動に不可欠な施設ですが、タイル欠けやドア破壊等が発生しており、これらの軽微な修繕を施しながら、長寿命化対応を基本に施設機能の縮小を図っていきます。
- ・総合スポーツ公園総合体育館は、新耐震のRC建物で町民スポーツ振興の中核施設であることから、必要な改修・修繕を行いながら長寿命化を図っていきます。
- ・町民グラウンド管理棟は、築後45年を経過している老朽したS造建築物であり、利用者の安全と機能維持をしながら、縮小・廃止に向けた検討を進めます。
- ・テニスコートは、砂入り人工芝で整備されており、グラウンド、体育館と並び町民のスポーツ活動に欠かせない施設であるが、その構造上、コート面の摩耗は避けられない施設であるため、利用者の安全で快適な使用を維持するためには定期的な改修が必要である。
- ・総合スポーツ公園総合グラウンドの照明は、水銀ランプを使用しており、竣工当初より電球の入れ替えを行っていない。設計当初の照度が確保できておらず、水銀ランプの生産が終了していくなか、LED化を検討する必要がある。

②個別施設の計画

以下の本町のスポーツ・レクリエーション施設（5施設）の計画期間（今後10年間）中の個別施設計画は、次頁以降に示す通りです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・総合スポーツ公園グラウンド及び管理棟・総合スポーツ公園テニスコート及び管理棟・総合スポーツ公園総合体育館・町民グラウンド管理棟 |
|---|

施設名称 総合スポーツ公園グラウンド及び管理棟

基本情報	所在地	太子町山田 1221	敷地面積	53,865.39 m ²
	所管部署	生涯学習課	建物総面積	(北) 107.00 m ² 、(南) 88.00 m ² 195.00 m ²
	施設分類	スポーツ・レクリエーション施設 / スポーツ施設	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立総合スポーツ公園設置条例	避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	総合スポーツ公園総合グラウンドの利用と一体的な施設であり、体育倉庫、男女トイレの他、2階部分には放送室が設けられている。		

棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年
						地上	地下	基準	診断	対策	
1	管理棟 (北)	1991	28	107.00	R C	2	-	新			2071
2	管理棟 (南)	1991	28	88.00	R C	1	-	新	-	-	2071
									-	-	

施設の状態等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後、改修履歴なし ・ 身障者便所入り口下部に床隆起あり ・ オーバースライドドア破損あり ・ 鉄製階段手摺等、鉄部部材に発錆 ・ 平成 30 年、屋根の防水層が台風により剥がれたため、シート防水で全面復旧 ・ 男子便所前床タイルや内部建具等に劣化あり ・ トイレ改修を令和 2 年度に実施 ・ 照明の LED 化 	施設評価	老朽化がやや進んでいるが、総合スポーツ公園総合グラウンド利用のためには必要な施設であることから、 長寿命化 を図る。
--------	---	------	---

施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ RC 造で新耐震基準を満たしていることから、目標耐用期間を 80 年と設定 ・ 施設一部破損や手すりなどのさびについては、短期的に修繕、改修を実施
-------	--

施設整備の方針	長寿命化 (点検、維持管理・修繕)	管理棟 (北)・(南) 共に、建築後の改修履歴がないことから、施設の各所に劣化や鉄さび発生しており、長寿命化を念頭に修繕等を実施
	機能性・安全性	管理棟 (北)・(南) 共に、トイレ利用の機能性、快適性の向上のためのユニバーサルデザイン化など全面改修 (2020 年度 = 令和 2 年度)

■ 個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化 (点検、維持管理・修繕)										
機能性・快適性										

施設名称 総合スポーツ公園テニスコート及び管理棟

基本情報	所在地	太子町山田 1221	敷地面積	53,865.39 m ²
	所管部署	生涯学習課	建物総面積	管理棟 33.60 m ² コート 1,426 m ²
	施設分類	スポーツ・レクリエーション施設 /スポーツ施設	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立総合スポーツ公園設置条例	避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	砂入り人工芝で整備されたテニスコート2面、ナイター照明設備も完備されている。また、利用者のための器具庫の他に、男女別トイレ、男女別の更衣室を備えた管理棟と一体的な施設である。		

建物情報	棟	建物名	整備年	築年数	延床面積(m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年
							地上	地下	基準	診断	対策	
	1	管理棟	1992	27	33.00	C B	1	-	新	-	-	2052
	2	テニスコート	1992	27	1,426.00	人工芝				-	-	

施設の状態等	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年、屋根防水が台風により剥がれたため、シート防水で全面復旧 砂入り人工芝の摩耗 照明設備の老朽化 	施設評価	管理棟とテニスコートは利用と一体的な施設として必要であるため、 長寿命化 を図る。
--------	--	------	--

施設の方性の	<ul style="list-style-type: none"> C B造で新耐震基準を満たしていることから、目標耐用期間を60年と設定。 屋根防水の不良（軒先シングルのめくれあがり、押さえのずれ等）が発生しており、これらの改修を実施
--------	---

施設整備の方針	長寿命化（点検、維持管理・修繕）	目標耐用期間の約半分が経過していることから、長寿命化を念頭に修繕を実施
	機能性・安全性	トイレ利用の機能性、快適性の向上のためのユニバーサルデザイン化などの全面改修を予定（2020年度＝令和2年度） 利用者の安全な利用のためのコート面の張替を予定

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化 (点検、維持管理・修繕)										
機能性・快適性		トイレ改修 4,202千円	コート張替	照明設備改修 24,168千円						

施設名称	総合スポーツ公園総合体育館									
------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

基本情報	所在地	太子町山田 1221	敷地面積	53,865.39 m ²
	所管部署	生涯学習課	建物総面積	3967.78 m ²
	施設分類	スポーツ・レクリエーション施設/ スポーツ施設	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立総合スポーツ公園設置条例	避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	住民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康的な生活の向上、並びにスポーツを通してのコミュニティの形成を促進するための本町、スポーツ施設系の中心施設、総合スポーツ公園全体の管理拠点。メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニング室・ランニングコース等を有す。		

建物情報	棟	建物名	整備年	築年数	延床面積(m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年
							地上	地下	基準	診断	対策	
	1	総合体育館	1994	25	3,967.78	RC	2	-	新	-	-	2074

施設の状態等	<p>築後 25 年が経過し、防水部分の劣化、外壁部のクラック、開口部建具等の不具合が見られる。トイレ等付帯機能のバリアフリー（ユニバーサル）未対応。</p> <p>防水、外壁、屋根関係の改修歴なし。その他改修履歴は以下。</p> <p>平成 21 年 メインアリーナ、サブアリーナ改修 平成 27 年 サブアリーナ空調機器更新 平成 28 年 全排煙窓修理 平成 29 年 事務所・エントランス空調機器更新 平成 30 年 事務室放送設備更新 平成 31 年 会議室・トレーニング室空調機器更新 令和 2 年 全館トイレ改修（様式化・バリアフリー化等） 令和 4 年 メインアリーナ・サブアリーナ照明・床改修</p>	施設評価	スポーツ振興の中核施設として、必要な機能維持し、 長寿命化 を図る。
--------	--	------	---

施設の方性の	<ul style="list-style-type: none"> RC 造で新耐震基準を満たしていることから、目標使用期間を 80 年と設定 短期的には躯体や設備類の劣化箇所の修繕、トイレ等のユニバーサル対応を含む改修の実施。長期的には、耐用年内の安全性を確保するための大規模修繕を実施
--------	---

施設整備の方針	長寿命化（点検、維持管理・修繕）	躯体の劣化・腐食対策の実施を検討。劣化の進行が見られる箇所については詳細診断を実施
	機能性・安全性	多様なスポーツ需要、及びコミュニティ形成支援に対応できる機能の維持・向上を検討
	ユニバーサルデザイン等	年間延 6 万人以上の利用があることから、高齢者や障害者にも配慮した施設機能の改善を実施

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化（点検、維持管理・修繕）										
ユニバーサルデザイン等										

施設名称	町民グラウンド管理棟									
------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

基本情報	所在地	太子町山田 1221	敷地面積	5,784.58 m ²
	所管部署	生涯学習課	建物総面積	103.00 m ²
	施設分類	スポーツ・レクリエーション施設 /スポーツ施設	施設形態	単独
	根拠法令		避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	築後年数が45年を経過しており、施設の老朽化が進んでいる。現在は、実質的に倉庫として利用している。		

建物情報	棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年
							地上	地下	基準	診断	対策	
	1	町民グラウンド管理棟	1974	45	103.00	S	2	-	旧	-	-	2034
									-	-		

施設の状態等	屋根防水の不良、擁壁への樹木生育、排水トラップの破損等、施設全体の老朽化が相当進んでいる。	施設評価	現在は倉庫として利用されており、旧耐震で老朽化も進んでいるため、耐用年数まで維持した後に廃止等を検討。
--------	---	------	---

方向性の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ S造で旧耐震基準の建物であることから、目標耐用年数を60年と設定 ・ 施設の老朽化が進んでいることから外壁、外部金属等の修繕を実施
--------	--

施設整備の方針	長寿命化（点検、維持管理・修繕）	・ 当面の維持管理に向けて点検、修繕を実施
---------	------------------	-----------------------

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化 (点検、維持管理・修繕)						破損箇所の修繕を 維持費：563千円/年	実施			

(4) 学校教育施設（子育て支援施設）

①学校施設の整備方針【調整中】

- ・町立幼稚園の管理保育棟（RC造、2002年建築）は新耐震基準です。
- ・磯長小学校は、屋内運動場（RC造、1984年建築）、配膳室棟（S造、1987年建築）、渡り廊下棟（S造、1999年建築）、特別普通教室棟（RC造、1999年建築）は新耐震基準、旧耐震基準の棟については、全て耐震改修が終わっています。
- ・山田小学校は、特別教室棟だけが旧耐震基準（耐震改修済み）で他の棟は全て新耐震基準となっています。
- ・町立中学校は、管理普通特別教室棟（RC造、1970年建築）、クラブ室棟（S造、1978年建築）、体育館（RC造、1972年建築）、プール専用付属室（RC造、1978年建築）が旧耐震基準（耐震改修済み）ですが、その他の棟は全て新耐震基準となっています。
- ・幼稚園、小中学校は全て災害時の避難所に指定されています。
- ・学校給食センター（RC造は1987年と2014年建築、S造は1999年と2014年建築）は、新耐震基準の建物です。
- ・以上の学校教育施設は、本町の子どもたちの学校教育の重要な施設として施設の安全確保、教育環境を図りながら、計画的な保全による長寿命化を推進していきます。
- ・また、PC等を活用した学習など、多様な教育形態に対応できる環境を整備するとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリー化等などの必要性に応じた整備を進めます。

②その他子育て支援施設の整備方針

- ・なごみルーム（S造1974年建築）は、旧幼稚園の管理棟機能が平成31年度に新施設へ移転のため廃止となり、管理棟機能廃止後にその施設を「なごみルーム」として利用していますが、令和3年度に移転予定です。その後の利用は未定ですが、機能転用の上使用することを想定し、整備方針は長寿命化として位置づけます。

③個別施設の計画

学校教育施設（子育て支援施設）5施設の計画期間（今後10年間）中の個別施設計画は、次頁以降に示す通りです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 太子町立学校給食センター・ 町立幼稚園・ 磯長小学校・ 山田小学校・ 太子町立中学校・ なごみルーム |
|---|

施設名称	太子町立学校給食センター									
------	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

基本情報	所在地	太子町山田 3454-1	敷地面積	1,738.25 m ²
	所管部署	学校給食センター	建物総面積	619.07 m ²
	施設分類	学校教育施設／そのほか教育施設	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立学校給食センター設置条例	避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	本町の幼稚園・小学校・中学校（園児・児童・生徒）・給食に関わる人すべての人を対象に給食を供給しています。		

棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込年
						地上	地下	基準	診断	対策	
1	給食センター	1987	32	573.00	R C	2	-	新	-	-	2067
2	給食センター	1999	10	9.00	S	1	-	新	-	-	2059
3	給食センター	2014	5	66.00	R C	1	-	新	-	-	2094
4	給食センター	2014	5	14.00	S	1	-	新	-	-	2064

状態等	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年の給食センター開所より32年が経過し、建屋、付帯設備、排水処理設備及び水道受水設備自体の老朽化が激しい。不良箇所については修理しながら対応。 	評価	教育関連施設の充実、児童生徒の健康づくりの推進の面から重要な施設ため、 長寿命化 を図る。
-----	---	----	--

方向性	<ul style="list-style-type: none"> R C造の建物は新耐震基準を満たしていることから、目標耐用期間を80年と設定 建屋、付帯設備、排水処理設備、水道受水設備等の老朽化に対応した修繕を実施
-----	--

方針	施設整備の	長寿命化（点検、維持管理・修繕）	建屋の改修、水道改修、排水設備の改修、修繕を早期に実施
	機能性・安全性		ボイラー施設の機能更新（概ね10年ごと）

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化 (点検、維持管理・修繕)			← 部位修繕：80,000千円 →							
				← 部位修繕：9,000千円 →						
		← 部位修繕：32,000千円 →								
		← 維持管理費：219千円/年 →								

施設名称	町立幼稚園									
------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

基本情報	所在地	太子町山田 2265-1	敷地面積	3,273.61 m ²
	所管部署	教育総務課	建物総面積	1,145.00 m ²
	施設分類	子育て支援施設／幼稚園	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立幼稚園設置条例	避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	本町の唯一の公立幼稚園で、町内の幼児教育の中心施設である。		

建物情報	棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年
							地上	地下	基準	診断	対策	
	1	管理保育棟	2002	17	1,145.00	R C	2	-	新	-	-	2082
	2											

状態等の施設	<ul style="list-style-type: none"> 目視で認識できる大きな劣化箇所等はない 電気空調施設等の故障が発生 	評価施設	幼児教育の重要施設であり、長寿命化を図る
--------	--	------	----------------------

方向性の施設	<ul style="list-style-type: none"> 管理保育棟はR C造で新耐震基準のため、目標耐用期間を80年と設定 外壁の損傷、照明器具の劣化、空調設備の改善を実施
--------	---

施設整備の方針	長寿命化（点検、維持管理・修繕）	定期的な点検（建築物は3年ごと、設備は1年以内ごと）を継続するほか、計画保全対策を検討し、長寿命化
---------	------------------	---

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化（点検、維持管理・修繕）										

施設名称	磯長小学校
------	-------

基本情報	所在地	太子町春日 1569	敷地面積	8,032.00 m ²
	所管部署	教育総務課	建物総面積	6,654.00 m ²
	施設分類	学校教育施設／学校	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立小中学校設置条例 太子町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	避難所指定	避難所指定
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	本町の義務教育を推進する公立小学校施設の1つで重要な施設である。		

棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年
						地上	地下	基準	診断	対策	
1	普通教室棟	1964	55	1,057.00	R C	2	-	旧	済	済	2044
2	WC棟	1974	45	29.00	R C	2	-	旧	済	済	2054
3	管理特別普通教室棟	1967	52	832.00	R C	2	-	旧	済	済	2047
4	渡り廊下棟	1967	52	13.00	R C	2	-	旧	済	済	2047
5	管理室棟	1980	39	10.00	S	1	-	旧	済	済	2040
6	放送室棟	1980	39	10.00	S	1	-	旧	済	済	2040
7	特別普通教室棟	1976	43	742.00	R C	3	-	旧	済	済	2056
8	渡り廊下棟	1976	43	26.00	R C	3	-	旧	済	済	2056
9	特別普通教室棟	1980	39	836.00	R C	3	-	旧	済	済	2060
10	プール普通付属棟	1978	41	129.00	S	1	-	旧	済	済	2038
11	屋内運動場	1984	35	869.00	R C	2	-	新	-	-	2064
12	配膳室棟	1987	32	89.00	S	2	-	新	-	-	2047
13	渡り廊下棟	1987	32	33.00	S	2	-	新	-	-	2047
14	特別普通教室棟	1999	20	1,979.00	R C	3	-	新	-	-	2079

施設の状態等	<ul style="list-style-type: none"> ・築後40年以上経過している建物が半数以上 ・緊急度の高い劣化箇所はないが、外壁の亀裂等の損傷が多数 	施設評価	主要棟は築後50年を経過しており、劣化損傷箇所も多数。本町小学校義務教育を行う重要施設であることから早期に 長寿命化 を図る。
--------	---	------	--

施設の方性の	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての棟が新耐震基準又は耐震改修済みであり、目標耐用期間を80年と設定 ・長寿命化改修や個別棟のそれぞれについて、プール普通付属棟の改築や必要な改善・改修を実施
--------	---

施設整備の方針	長寿命化（点検、維持管理・修繕）	・普通教室や特別普通教室棟などの長寿命化改修や部位修繕、プール普通付属棟の改築の時期に入っているため、計画的に実施
	機能性・安全性	・ICTの導入など、教育環境の整備を実施
	ユニバーサルデザイン等	・WC棟の長寿命化改修やトイレ改修などユニバーサルデザイン化を実施

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化 (点検、維持管理・修繕)		維持管理費：200千円/年								
							大規模改造（老朽） （プール専用附属室） 11,000千円			
								大規模改造（老朽） （渡り廊下） 2,000千円		
機能性・快適性		ICT教育環境の整備 17,000千円								
ユニバーサルデザイン等		トイレ整備 (2020年度 北校舎：9,333千円、東校舎：9,333千円、体育館：9,333千円、 2021年度 南校舎：28,000千円、 2022年度 新館：25,136千円)								

施設名称	山田小学校
------	-------

基本情報	所在地	太子町山田 372	敷地面積	9,637.57 m ²
	所管部署	教育総務課	建物総面積	5,012.00 m ²
	施設分類	学校教育施設／学校	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立小中学校設置条例 太子町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	避難所指定	避難所指定
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	本町の義務教育を推進する公立小学校施設の1つで重要な施設である。		

棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年
						地上	地下	基準	診断	対策	
1	特別教室棟	1974	45	195.00	R C	2	-	旧	済	済	2054
2	特別教室棟	1985	34	263.00	R C	2	-	新	-	-	2065
3	特別普通教室棟	1991	28	1,090.00	R C	2	-	新	-	-	2071
4	管理特別普通教室棟	1999	20	2,429.00	R C	3	-	新	-	-	2079
5	屋内運動場	2014	5	1,004.00	R C	2	-	新	-	-	2094
6	プール専用付属室	2014	5	23.00	R C	1	-	新	-	-	2094
7	プール専用付属室	2014	5	8.00	R C	1	-	新	-	-	2094

状態等	<ul style="list-style-type: none"> 特別教室棟の屋根、外壁等に劣化損傷箇所多数 内部仕上げ部材もクラック等多数 	評価	<p>教室棟をはじめ老朽化が進んでいるものの、本町小学校義務教育を行う重要施設であり、長寿命化を図る。</p>
-----	--	----	--

方向性	<ul style="list-style-type: none"> すべての棟が新耐震基準又は耐震改修済みであり、目標耐用期間を80年と設定 長寿命化改修や個別棟のそれぞれについて、必要な改善・改修を実施
-----	---

施設整備の方針	長寿命化（点検、維持管理・修繕）	<ul style="list-style-type: none"> 特別教室棟の長寿命化改修や特別普通教室棟や管理特別普通教室棟の部位修繕の時期に入っているため、計画的に実施
	機能性・安全性	<ul style="list-style-type: none"> I C Tの導入など、教育環境の整備を実施
	ユニバーサルデザイン等	<ul style="list-style-type: none"> トイレ改修などユニバーサルデザイン化を実施

施設名称	太子町立中学校
------	---------

基本情報	所在地	太子町春日 1479	敷地面積	19,322.17 m ²
	所管部署	教育総務課	建物総面積	6,522.00 m ²
	施設分類	学校教育施設／学校	施設形態	単独
	根拠法令	太子町立小中学校設置条例 太子町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	避難所指定	避難所指定
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	本町の義務教育を推進する唯一の公立中学校施設の1つで重要な施設である。		

棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込年
						地上	地下	基準	診断	対策	
1	管理普通特別教室棟	1970	49	2,723.00	R C	3	-	旧	済	済	2050
2	管理普通特別教室棟	1982	37	500.00	R C	3	-	新	-	-	2062
3	管理普通特別教室棟	1993	26	445.00	R C	3	-	新	-	-	2073
4	管理普通特別教室棟	1994	25	21.00	R C	3	-	新	-	-	2074
5	クラブ室棟	1978	41	96.00	S	1	-	旧	済	済	2038
6	体育館	1972	47	1,133.00	R C	2	-	旧	済	済	2052
7	プール専用付属室	1978	41	152.00	R C	1	-	旧	済	済	2058
8	WC棟	1987	32	14.00	R C	1	-	新	-	-	2067
9	更衣室棟	1997	22	157.00	R C	2	-	新	-	-	2077
10	特別特別教室棟	2004	15	1,109.00	R C	2	-	新	-	-	2084
11	渡り廊下棟	2004	15	33.00	S	2	-	新	-	-	2064
12	配膳室棟	2013	6	76.00	S	1	-	新	-	-	2073
13	エレベータ棟	2013	6	63.00	S	3	-	新	-	-	2073

施設の状態等	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年に大規模改修を実施 ・プール専用付属室等の付属棟は、屋根、外壁ともに劣化による損傷や亀裂が多数 	評価施設	最も古い教室棟は築後約50年であるが、本町中学校義務教育を行う重要施設であり、 長寿命化 を図る。
--------	--	------	--

施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての棟が新耐震基準又は耐震改修済みであり、目標耐用期間を80年と設定 ・長寿命化改修や個別棟のそれぞれについて、必要な改善・改修を実施
-------	---

施設管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化（点検、維持管理・修繕） <ul style="list-style-type: none"> ・管理普通特別教室棟やクラブ室棟、体育館などの長寿命化改修や特別普通教室棟や更衣室棟、配膳室棟の部位修繕の時期に入っているため、計画的に実施 機能性・安全性 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入など、教育環境の整備を実施 ユニバーサルデザイン等 <ul style="list-style-type: none"> ・WC棟の長寿命化改修やトイレ改修などユニバーサルデザイン化を実施
---------	---

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化 (点検、維持管理・修繕)									← 大規模改造 (老朽) (渡り廊下) 3,000 千円 →	
	← 維持管理費：200 千円/年 →									
機能性・快適性		← ICT 教育環境の整備 15,000 千円 →								
ユニバーサルデザイン等						← トイレ整備 (2023 年度 本館 23,000 千円、 2024 年度 新館 21,283 千円) →				

施設名称	なごみルーム
------	--------

基本情報	所在地	太子町大字春日 1646	敷地面積	1,561.81 m ²
	所管部署	教育総務課	建物総面積	224.00 m ²
	施設分類	適応指導教室	施設形態	単独
	根拠法令		避難所指定	なし
	所有	土地・町 建物・町	管理形態	直営
	施設概要	太子町立幼稚園内の管理棟にて使用していた建物を利用した適応指導教室である。		

建物情報	棟	建物名	整備年	築年数	延床面積 (m ²)	構造	階数		耐震状況			改築見込み年 (年)
							地上	地下	基準	診断	対策	
	1	なごみルーム	1974	45	224.00	S	2	-	旧			2034
	2											

状態等の施設	<ul style="list-style-type: none"> 直近の点検等を実施していないため、劣化状況等は不明 	施設評価	令和2年度よりなごみルームを利用しない。 適応指導教室移動。
--------	---	------	-----------------------------------

方向性の施設	<ul style="list-style-type: none"> なごみルームはS造で旧耐震基準のため、目標耐用期間を60年と設定
--------	--

施設管理の方針	長寿命化（点検、維持管理・修繕）	定期的な点検（建築物は3年ごと、設備は1年以内ごと）を継続するほか、計画保全対策を検討し、長寿命化
---------	------------------	---

■個別施設計画

対策	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
長寿命化（点検、維持管理・修繕）	← 維持管理費：89.6千円/年 →									

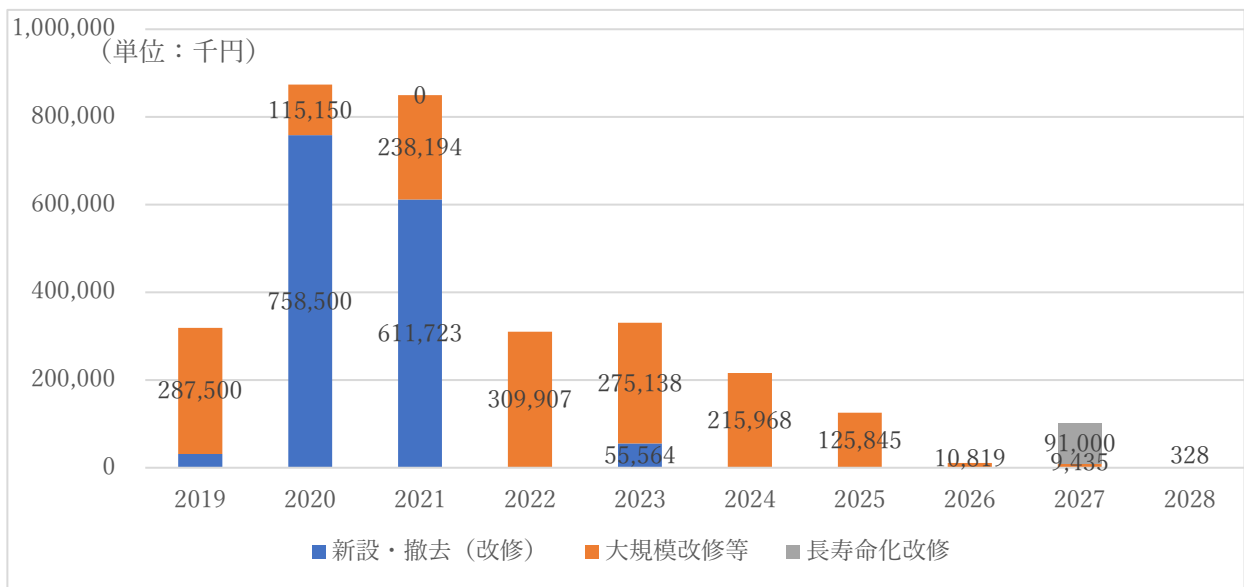
6-3. 10カ年の整備費用

個別施設計画に基づく、10カ年の整備費用は以下に示す通りです（毎年計上される維持管理費用は除きます）。

■個別施設の10カ年の整備費用

施設名	棟名	改修などの種別	10か年対策費用（千円）	2019	2020	2021	2022	2023
まちづくり観光交流センター		撤去・新設（改築）	379,250		379,250			
公民館（生涯学習施設へ統合・複合化）		撤去・新設（改築）	55,564					55,564
総合スポーツ公園	テニスコート及び管理棟	大規模改修等	28,370		4,202	24,168		
		大規模改修等	1,640					
	グラウンド	大規模改修等	50,958				50,958	
		大規模改修等	50,958				50,958	
	管理棟（北）	大規模改修等	11,481		11,481			
		大規模改修等	16,860				3,372	
	管理棟（南）	大規模改修等	9,668		9,668			
		大規模改修等	13,675				2,735	
	総合体育館	大規模改修等	299,826	255,500			44,326	
		大規模改修等	530,130			106,026	106,026	106,026
竹内街道歴史資料館		大規模改修等	87,480		1,800			5,840
		大規模改修等	11,920				2,384	2,384
大道旧山本家住宅		大規模改修等	2,365					2,365
		大規模改修等	2,365					2,365
生涯学習センター		撤去・新設（改築）	1,022,653	31,680	379,250	611,723		
太子町立学校給食センター		大規模改修等	32,000	32,000				
		大規模改修等	80,000			80,000		
		大規模改修等	9,000				9,000	
太子町立幼稚園（管理保育室棟）		大規模改修等	95,035				95,035	
磯長小学校		大規模改修等	17,000		17,000			
	北校舎	大規模改修等	9,333		9,333			
	東校舎	大規模改修等	9,333		9,333			
	体育館	大規模改修等	9,333		9,333			
	南校舎	大規模改修等	28,000			28,000		
	新館	大規模改修等	25,136				25,136	
		大規模改修等	17,000		17,000			
		大規模改修等	11,000					
		大規模改修等	2,000					
		大規模改修等	11,000		11,000			
山田小学校	東校舎	大規模改修等	28,000				28,000	
	南校舎	大規模改修等	25,135					25,135
		長寿命化改修	91,000					
太子町立中学校		大規模改修等	15,000		15,000			
	本館	大規模改修等	23,000					23,000
	新館	大規模改修等	21,283					
		大規模改修等	3,000					
検算用			3,136,751					
合計		撤去・新設（改築）	1,457,467	31,680	758,500	611,723	0	55,564
		大規模改修等	1,588,284	287,500	115,150	238,194	309,907	275,138
		長寿命化改修	91,000	0	0	0	0	0
			3,136,751	319,180	873,650	849,917	309,907	330,702

施設名	棟名	改修などの種別	10か年対策費用(千円)	2024	2025	2026	2027	2028
まちづくり観光交流センター		撤去・新設(改築)	379,250					
公民館(生涯学習施設へ統合・複合化)		撤去・新設(改築)	55,564					
総合スポーツ公園	テニスコート及び管理棟	大規模改修等	28,370					
		大規模改修等	1,640	328	328	328	328	
	グラウンド	大規模改修等	50,958					
		大規模改修等	50,958					
	管理棟(北)	大規模改修等	11,481					
		大規模改修等	16,860	3,372	3,372	3,372	3,372	
	管理棟(南)	大規模改修等	9,668					
		大規模改修等	13,675	2,735	2,735	2,735	2,735	
	総合体育館	大規模改修等	299,826					
		大規模改修等	530,130	106,026	106,026			
竹内街道歴史資料館		大規模改修等	87,480	79,840				
大道旧山本家住宅		大規模改修等	11,920	2,384	2,384	2,384		
		大規模改修等	2,365					
生涯学習センター		大規模改修等	2,365					
		撤去・新設(改築)	1,022,653					
太子町立学校給食センター		大規模改修等	32,000					
		大規模改修等	80,000					
		大規模改修等	9,000					
太子町立幼稚園(管理保育室棟)		大規模改修等	95,035					
磯長小学校		大規模改修等	17,000					
	北校舎	大規模改修等	9,333					
	東校舎	大規模改修等	9,333					
	体育館	大規模改修等	9,333					
	南校舎	大規模改修等	28,000					
	新館	大規模改修等	25,136					
		大規模改修等	17,000					
		大規模改修等	11,000		11,000			
		大規模改修等	2,000			2,000		
山田小学校		大規模改修等	11,000					
	東校舎	大規模改修等	28,000					
	南校舎	大規模改修等	25,135					
		長寿命化改修	91,000			91,000		
太子町立中学校		大規模改修等	15,000					
	本館	大規模改修等	23,000					
	新館	大規模改修等	21,283	21,283				
		大規模改修等	3,000				3,000	
検算用			3,136,751					
合計		撤去・新設(改築)	1,457,467	0	0	0	0	0
		大規模改修等	1,588,284	215,968	125,845	10,819	9,435	328
		長寿命化改修	91,000	0	0	0	91,000	0
			3,136,751	215,968	125,845	10,819	100,435	328



第7章 長寿命化等の継続的運用方針

7-1. 情報基盤の整備と活用

公共施設の長寿命化を図っていくためには、建築基準法第12条の法定点検結果や定期的な劣化状況調査結果などの公共施設の状態に関する情報を個別に整理するのではなく、過去の修繕や改修履歴を含めデータベース化して、一元的に蓄積、管理することが重要です。

また、従来のように行政系施設、文化系施設、社会教育系施設など、所管別に担当課が情報管理するのではなく、横断的な管理システム構築が必要です。

以上のことから、公共施設の基本情報、劣化情報、改修・修繕等工事履歴などの情報の一元管理を担当所管課を新設して行っていきます。

7-2. 財源の確保

今後、限られた財源の中で核施設の維持管理の実効性を高めるために、公共施設の運営面・活用面などの見直しを行うなど総合的に検討します。

また、本計画に位置付けられた事業が対象となる以下の「公共施設等適正管理推進事業債」等を最大限に活用して実施します。

- ①集約化・複合化事業……延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
- ②長寿命化事業……教育施設を含む耐用年数を延伸させる事業
- ③転用事業……他用途への転用事業
- ④立地適正化事業……コンパクトシティの形成に向けた事業
- ⑤ユニバーサルデザイン化事業……ユニバーサルデザイン化のための事業
- ⑥除却事業

7-3. 推進体制等の整備

関係課を中心に、公共施設マネジメントを行っていきませんが、必要に応じて公共施設整備検討委員会(仮称)を設立して、全庁的な体制を構築します。

また、日常の施設管理の質を向上するため、専門業者による定期的な巡回点検や各種報告書を活用し、不具合箇所の早期把握と対応を図ります。

7-4. フォローアップの実施方針

本計画の進捗状況等についてPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなど、随時フォローアップを行います。

なお、事業の進捗状況、劣化調査などの結果を反映しながら、定期的な見直しを実施するとともに、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うものとします。

■PDCAサイクルのイメージ

